

第115回 定時株主総会 招集ご通知

=新型コロナウイルス感染拡大防止のため、昨年に引き続き例年とは異なる株主総会とさせていただきます=

●ご来場はできるだけお控えください

議決権は、郵送またはインターネットでご行使くださいますようお願いいたします。

●今年はお土産はございません

配布時の密接を避けるためです。

●入場制限させていただきます

密集を避けた座席配置のため350名のみ（先着順）のご入場となります。来場者数が350名を超えた場合は、入場をお断りさせていただきます。

●マスクを着用ください

来場される方は必ずマスクを着用願います。体調のすぐれない方の来場はお控えください。検温をさせていただきます場合がございます。

●株主総会をインターネットで視聴できます。

今年より株主総会をインターネットでライブ配信いたします。ご自宅からでもご覧いただけます。

開催日時

2021年6月29日（火曜日）午前10時

（受付開始 午前9時）

開催場所

宇部市相生町8番1号

ANAクラウンプラザホテル宇部 国際会議場

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 吸収分割契約承認の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である者を除く）6名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である者および社外取締役を除く）に対するストックオプション報酬等の件

郵送またはインターネットによる議決権行使期限

2021年6月28日（月曜日）午後5時

宇部興産株式会社

証券コード | 4208

UBE 経営理念

技術の探求と革新の心で、
未来につながる価値を創出し、
社会の発展に貢献します

第115回定時株主総会招集ご通知	3	(添付書類)	
株主総会参考書類	9	事業報告	43
・ 剰余金の処分の件		連結計算書類	67
・ 定款一部変更の件		計算書類	69
・ 吸収分割契約承認の件		監査報告書	71
・ 取締役（監査等委員である者を除く） 6名選任の件			
・ 監査等委員である取締役3名選任の件			
・ 補欠の監査等委員である取締役1名 選任の件			
・ 取締役（監査等委員である者および 社外取締役を除く）に対する ストックオプション報酬等の件			

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第115回定時株主総会を2021年6月29日（火）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

また、当期（2020年4月1日～2021年3月31日）の当社グループの現況に関する事項などにつき、ご報告いたしますので、ご高覧願います。

当社グループは、「2025年のありたい姿」とその方向性を「Vision UBE 2025」として描き、その達成に向けたマイルストーンとなる、2019～2021年度までの3カ年の中期経営計画「Vision UBE 2025 ~Prime Phase~」を策定し、計画の達成に向けて取り組んでおります。

以下を基本方針として、事業運営を推進しております。

- ・事業の成長基盤強化
- ・経営基盤（ガバナンス）の強化
- ・資源・エネルギー・地球環境問題への対応と貢献

2022年4月には三菱マテリアル株式会社との間でセメント事業等の統合を行う予定で、これにより当社本体は化学事業の会社となり、化学を中心にセメント・機械の各事業会社がより自律的に成長を図る、新たなグループ経営を目指します。社名も「UBE株式会社」（ゆーびーいーかぶしきがいしゃ）に変更し、一層のグローバル展開を進め、地球環境問題と人々の生命・健康、そして豊かな未来社会へ貢献する「UBE」グループとして新たな歴史を築いてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2021年6月

代表取締役社長 泉原 雅人



(証券コード：4208)
2021年6月7日

株主各位

宇部市大字小申1978番地の96
宇部興産株式会社
代表取締役社長 泉原 雅人

第115回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、きたる6月29日（火曜日）午前10時より山口県宇部市相生町8番1号ANAクラウンプラザホテル宇部 国際会議場において当社第115回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

昨年に引き続き今回も、株主様の感染防止のため、当日のご来場はできるだけ控えいただき、書面またはインターネットによる議決権の行使をお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、**5～6ページの「議決権行使についてのご案内」**をご参照のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご出席される株主様はマスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、本株主総会会場において感染予防の措置を講じさせていただきますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

敬 具

郵送またはインターネットによる議決権行使の場合

郵送による
議決権行使



インターネットによる
議決権行使



株主総会にご出席の場合

当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書」用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。**なお、受付は午前9時から開始いたします。**



- ・株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ube.co.jp>) に掲載させていただきます。

記

1日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時

2場 所 山口県宇部市相生町8番1号 ANAクラウンプラザホテル宇部 国際会議場

3目的事項 報告事項 1. 第115期（自2020年4月1日至2021年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第115期（自2020年4月1日至2021年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 吸収分割契約承認の件

第4号議案 取締役（監査等委員である者を除く）6名選任の件

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第7号議案 取締役（監査等委員である者および社外取締役を除く）に対するストックオプション報酬等の件

インターネット開示に関する事項

次の事項につきましては、法令および当社定款第16条に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.ube.co.jp>）に記載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- ① 新株予約権等に関する事項、並びに業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要
- ② 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表
- ③ 計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表

監査等委員会が監査した事業報告、連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載した各書類の他、当社ウェブサイトに掲載している上記①②③の書類です。

会計監査人が監査した連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載した各書類の他、当社ウェブサイトに掲載している上記②③の書類です。

<http://www.ube.co.jp>

株主総会決議ご通知についてのご案内

資源節約のため、決議ご通知の送付は取りやめさせていただいております。

株主総会終了後、当社ウェブサイトに決議内容を掲載いたしますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上

議決権行使についてのご案内

以下のいずれかの方法にて、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

郵送またはインターネットによる議決権行使の場合

郵送



- 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入の上、ご投函ください。こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

- インターネットによる議決権行使に必要な「ログインID」と「仮パスワード」が記載されています。

第1、2、3、6、7号議案

- ▶ 賛成の場合 : 「賛」の欄に○印
- ▶ 反対する場合 : 「否」の欄に○印

第4、5号議案

- ▶ 全員賛成の場合 : 「賛」の欄に○印
- ▶ 全員反対する場合 : 「否」の欄に○印
- ▶ 一部の候補者に : 「賛」の欄に○印をし、
反対する場合 反対する候補者の番号を
ご記入ください。

行使期限 **2021年6月28日 (月曜日) 午後5時00分 到着分まで**

インターネット



- 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 **2021年6月28日 (月曜日)
午後5時00分 入力分まで**



詳細は次頁をご覧ください。



株主総会にご出席の場合



- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、当社定款の定めにより、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 会場は座席数の関係上、ご入場をお断りする場合がございますのでご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 **2021年6月29日 (火曜日) 午前10時 (受付開始: 9時)**

機関投資家の皆様へ

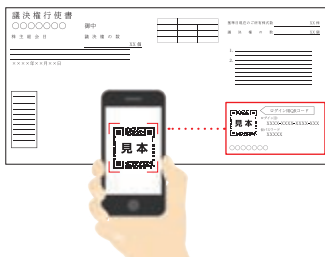
管理信託銀行などの名義株主様（常任代理人様を含みます。）は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

！ 重複して議決権を行使された場合のお取扱い

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効といたします。

※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金など）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

システムなどに関する
お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行 証券代行部（ヘルプデスク）

 **0120-173-027**（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

インターネットによるライブ配信のご案内



株主総会の様子をご自宅などからでもご覧いただけるよう、株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。



スマートフォンまたはパソコンなどから、以下の方法によりライブ配信用ウェブサイトへアクセスしていただき、株主ID (=株主番号) とパスワード (=郵便番号) を入力の上、ご覧ください。

1 配信日時

2021年6月29日 (火) 午前10時～株主総会終了時刻まで

※配信ページは、株主総会の開始時刻30分前 (午前9時30分) 頃より使用可能です。

2 当日の視聴方法

株主様認証画面 (ログイン画面) で必要となる「株主ID (=株主番号)」と「パスワード (=郵便番号)」をあらかじめご用意の上、以下のライブ配信用ウェブサイトへアクセスしてください。

ライブ配信用ウェブサイト <https://www.virtual-sr.jp/users/ube-ind2021/login.aspx>



株主ID ▶ 議決権行使書類等に記載されている「**株主番号**」(数字8桁)

パスワード ▶ 株主名簿上のご登録住所の「**郵便番号**」(3月末時点)(数字7桁、ハイフン無し)

株主様認証画面 (ログイン画面) イメージ



① 「株主ID (=株主番号)」を入力

② 「パスワード (=郵便番号)」を入力

③ 利用規約をご確認の上、
「上記規約に同意する」にチェック

④ 「視聴する」をクリック

※ライブ配信用ウェブサイト (<https://www.virtual-sr.jp/users/ube-ind2021/login.aspx>) にて、6月24日 (木) より視聴環境テストを事前に行っていただけます。

議決権行使書イメージ

本招集ご通知7ページの「株主ID(=株主番号)」と「パスワード(=郵便番号)」は議決権行使書に記載されています。

※議決権行使書を投函される場合は、その前に必ずお手元に「株主番号」をお控えください。なお、失念された際は、以下の「ログインに関するお問い合わせ先」までご連絡ください。

議決権行使書
○○○○○○○ 御中
株主総会日 議決権の数 XX株
××××年×月×日

基幹日現在のご所有株式数 XX株
議決権の数 XX股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
株主ID XXXXXXXXXXXXXXX
パスワード XXX-XXX-XXXX

見本

【ご注意ください】

②「パスワード(=郵便番号)」は議決権行使書に記載の郵便番号とは異なる場合があります(株主総会基準日以降の住所変更や、議決権行使書送付先をご指定いただいている場合等の情報が反映されておりません)。また、日本国外居住の株主様につきまして、常任代理人のご指定がある場合は、当該代理人の郵便番号をご入力ください。

②パスワード(=郵便番号)

①株主ID(=株主番号)

3 ご留意事項

- ・SNSへの公開など、2次利用は固くお断りさせていただきます。
- ・インターネットによるライブ配信で株主総会をご覧いただく場合、会社法上の株主総会への出席とはならず、当日の質問や議決権行使はできません。事前にインターネットまたは郵送により議決権行使をお願いいたします(事前行使の方法は、5～6ページをご参照ください。)
- ・ご使用のパソコン環境やインターネットの接続環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ・ご覧いただくための通信料金などは、各株主様のご負担となります。
- ・何らかの事情により、当日インターネットによるライブ配信を行うことができなくなった場合は、当社ウェブサイト (<http://www.ube.co.jp>) にてお知らせいたします。

ログインに関する
お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社

☎ 0120-191-060 (通話料無料)

6月29日(火) (受付時間 9:00～本株主総会終了時まで)

※配信環境などライブ配信の視聴に関する技術的なお問い合わせ先は、ライブ配信ウェブサイト (<https://www.virtual-sr.jp/users/ube-ind2021/login.aspx>) で別途ご案内します。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を総合的に勘案し、次のとおり実施いたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類 金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

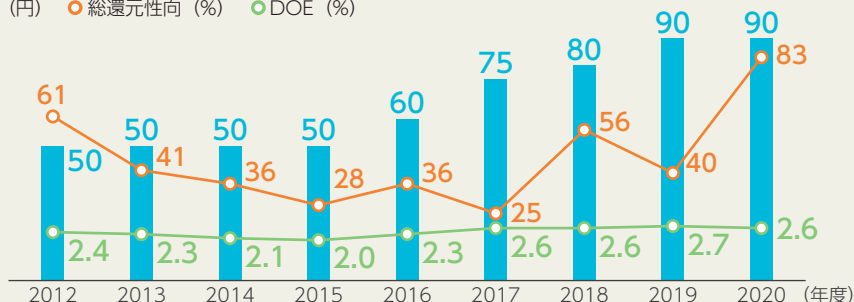
当社普通株式1株につき45円 配当総額は4,551,483,510円

* 当期年間配当金は、中間配当金（45円）と合わせて1株につき90円となります。

- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 2021年6月30日

ご参考 当社の株主還元

■ 1株当たり配当金（円） ○ 総還元性向（%） ● DOE（%）



(注) 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っています。2016年度以前の1株当たり配当金は、株式併合後の基準で換算したものです。

DOE（株主資本配当率）と連結総還元性向（自己株式取得を含む）を重視いたします。

自己資本およびキャッシュフローの状況に応じ成長投資も積極的に行い、将来の株主還元をさらに充実させます。

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

当社は1897年に「匿名組合沖ノ山炭鉱組合」として創業して以来、機械、セメント、化学へと事業を拡大し、1942年に各事業会社が合併した際に商号を「宇部興産株式会社」とし、今日に至っています。機械事業については既に分社化しており、2022年4月には三菱マテリアル株式会社との間でセメント事業等の統合を実施する予定で、これにより本体は化学事業の会社となり、再び各社が別会社としてより一層自律的なグループ経営を目指すこととなります。

これまでの複合事業会社から化学事業を中心に更にグローバルビジネスを展開し、地球環境問題と人々の生命・健康、そして豊かな未来社会へ貢献する「UBE」グループとして新たな歴史を築いていくことを目指し、「宇部興産株式会社」から新商号「UBE株式会社」に変更すべく、現行定款第1条（商号）を変更するものであります。

なお、この定款変更の効力発生日は、附則を設け2022年4月1日とし、効力発生日経過後これを削除するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部____が変更部分)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(商号)	(商号)
第1条 当社は宇部興産株式会社と称し、英文では <u>Ube Industries, Ltd.</u> とする。	第1条 当社はUBE株式会社と称し、英文では <u>UBE Corporation</u> とする。
(新設)	附則
	<u>(商号に関する経過措置)</u>
	第2条 第1条(商号)の変更は、2022年4月1日に効力を生じるものとする。なお、本附則は、第1条の変更の効力発生日経過後これを削除する。

第3号議案 吸収分割契約承認の件

(1) 吸収分割を行う理由

当社及び三菱マテリアル株式会社（以下「三菱マテリアル」といいます。）は、1998年に折半出資により宇部三菱セメント株式会社（以下「宇部三菱セメント」といいます。）を設立の上、両社単体のセメント販売・物流機能を統合して、物流費や本支店費の削減を含む一定の効果を実現してまいりました。現在、国内セメント事業は、需要の減少や著しいエネルギー価格変動等、事業を取り巻く環境が大きく変化しており、両社のセメント事業の将来の成長のためには、従来との関係を発展させた新たな体制の構築が必要となっております。そこで両社は、当社が持つ①宇部地区での大型港湾施設、コールセンター等のインフラ設備、②全国に広がる生コンクリートの製造・販売網、③宇部マテリアルズ株式会社の無機材料事業等と、三菱マテリアルが持つ、①国内最大の生産能力を誇る九州工場、②豊富な石灰石資源を有する東谷鉱山、③高い競争力を持つ米国セメント・生コンクリート事業等、両社のセメント事業及びその関連事業等が持つ長所を全て持ち寄り、両社のセメント事業及びその関連事業等を統合すること（以下「本統合」といいます。）が最適であると判断いたしました。

本統合の範囲は、両社の国内・海外のセメント事業及び生コンクリート事業、石灰石資源事業、エネルギー・環境関連事業、建材事業その他の関連事業（以下、当社の対象事業を「当社対象事業」、三菱マテリアルの対象事業を「三菱マテリアル対象事業」といい、これらを併せて「本対象事業」といいます。）です。

本統合は、当社対象事業及び三菱マテリアル対象事業（本対象事業に従事する子会社等の株式を含みます。）を、両社が50%ずつ出資して設立した本統合のためのC統合準備株式会社（以下「承継会社」といいます。）に承継させる吸収分割（以下、当社による会社分割を「本吸収分割」、三菱マテリアルによる会社分割を「三菱マテリアル吸収分割」、本吸収分割及び三菱マテリアル吸収分割を併せて「本共同吸収分割」といいます。）、並びに、承継会社を存続会社、宇部三菱セメントを消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）の方法により実施いたします。

以上を踏まえまして、当社は、本統合の一環として本吸収分割を行うことに合意し、2021年5月14日付で、承継会社との間で吸収分割契約を締結いたしました。

本議案は、本吸収分割に係る当社と承継会社との間の吸収分割契約についてのご承認をお願いするものであります。

(2) 吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約書

宇部興産株式会社（以下「甲」という。）とC統合準備株式会社（以下「乙」という。）は、別添1「承継対象事業」に定める甲の建設資材カンパニーに属するセメント事業、生コンクリート事業、建材事業、資源事業、石炭事業及び電力（IPP）事業（以下「承継対象事業」という。）に属する権利義務を乙に承継させること（以下「本吸収分割」という。）について、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割の方法）

1. 甲は、本契約の定めるところに従い、吸収分割の方法により承継対象事業に関する第3条所定の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。
2. 本吸収分割における吸収分割会社及び吸収分割承継会社は、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 吸収分割会社：甲

商号 宇部興産株式会社
住所 山口県宇部市大字小串1978番地の96

(2) 吸収分割承継会社：乙

商号 C統合準備株式会社
住所 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号

第2条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2022年4月1日とする。但し、本吸収分割に係る手続の進行上の必要性その他の事由により必要ある場合は甲乙協議し合意の上、これを変更することができるものとする。

第3条（承継する権利義務）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、本効力発生日における承継対象事業に属する別添2「承継対象権利義務明細表」に記載のものとする。なお、適用のある法令において許容される限りにおいて、本効力発生日の前日までに官公庁、司法機関、捜査機関等の公的機関に係属中の法的手続、訴訟、仲裁、調停又は裁判外紛争処理手続（アスベストに関するものを除く。）についても、甲から乙に承継されるものとする。
2. 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第4条（分割対価の交付）

乙は、本吸収分割に際して、その普通株式450株を発行し、その全てを承継対象権利義務の対価として甲に割り当てる。

第5条（乙の資本金及び準備金）

本吸収分割により増額する乙の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 資本金 | 24,975,000,000円 |
| (2) 資本準備金 | 0円 |
| (3) 利益準備金 | 0円 |

第6条（分割承認決議）

1. 甲は、本効力発生日の前日までに、株主総会の決議による本契約の承認を得るものとする。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、株主総会の決議（会社法第319条第1項に基づき、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）による本契約の承認を得るものとする。

第7条（会社財産の管理）

本契約締結後、本効力発生日に至るまで、甲は善良なる管理者の注意をもって承継対象事業に係る業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、承継対象事業に係る財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ乙と協議の上、乙の承認を得てこれを行うものとする。また乙は善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行うものとする。

第8条（競業禁止義務）

甲及び乙は、本吸収分割に関して、会社法第21条が適用されないことを確認する。

第9条（本契約の変更及び解除）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間において、承継対象事業又は承継対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本吸収分割の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本吸収分割の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに、第6条の承認又は本吸収分割に関して関連法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られないときは、その効力を失う。

第11条（費用負担）

1. 本吸収分割に関し必要となる費用については、甲乙それぞれが負担する。
2. 本吸収分割に伴う承継対象権利義務の移転又は対抗要件具備のための登記、登録、通知その他の手続に要する費用は、乙が負担する。

第12条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めるもののほか、本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じた事項については、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上、決定する。

《本頁以下余白》

以上本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2021年5月14日

- 甲 山口県宇部市大字小串1978番地の96
宇部興産株式会社
代表取締役社長 泉原 雅人
- 乙 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
C統合準備株式会社
代表取締役 平野 和人

別添1

承継対象事業

承継対象事業は、以下のとおりとする。

- 1) 甲単体が有する以下の事業（当該事業に帰属する資産及び負債で甲企業価値、甲純運転資本及び甲純有利子負債の算定上考慮されているものを含む。）
建設資材カンパニーに属するセメント事業、生コンクリート事業、建材事業、資源事業、石炭事業及び電力（IPP）事業
- 2) 甲の以下の子会社・関連会社
 - a. 株式会社北海道宇部
 - b. 北海道宇部運送株式会社

- c. 大協企業株式会社
- d. 株式会社平泉
- e. 一関レミコン株式会社
- f. 有限会社アール・コマ
- g. 株式会社関東宇部ホールディングス
- h. 関東宇部コンクリート工業株式会社
- i. 関東生コン輸送株式会社
- j. 小澤商事株式会社
- k. 千葉宇部コンクリート工業株式会社
- l. 株式会社富士宇部
- m. 株式会社関西宇部
- n. 株式会社ニシハリマ宇部
- o. 萩森興産株式会社
- p. 萩森物流株式会社
- q. サンヨー宇部株式会社
- r. 株式会社大分宇部
- s. 宇部建設資材販売株式会社
- t. 三信通商株式会社
- u. 新興運輸倉庫株式会社
- v. 宇部興産海運株式会社
- w. 宇部興産セメントサービス株式会社
- x. 宇部マテリアルズ株式会社
- y. 宇部興産建材株式会社
- z. 宇部サンド工業株式会社
- aa. 宇部興産コンサルタント株式会社
- bb. 株式会社釧路宇部
- cc. 別海宇部コンクリート工業株式会社
- dd. 北陸宇部コンクリート工業株式会社
- ee. 中四国宇部コンクリート工業株式会社
- ff. 鹿野宇部コンクリート工業株式会社
- gg. 北九州宇部コンクリート株式会社
- hh. 千葉リバーメント株式会社
- ii. 山口エコテック株式会社
- jj. やまよ商事株式会社
- kk. UBESingaporePte.Ltd.
- ll. 西都生コン株式会社

- mm. 協同生コン株式会社
- nn. 長栄自動車株式会社
- oo. ハギショウ株式会社
- pp. 栄興宇部コンクリート工業株式会社
- qq. 株式会社北見宇部
- rr. サガエコンテック株式会社
- ss. 下関生コンクリート株式会社
- tt. 下閉伊コンクリート工業株式会社
- uu. 兵協生コンクリート株式会社
- vv. 島根宇部アスファルト合材株式会社
- ww. 津山宇部生コンクリート株式会社
- xx. 萩宇部生コンクリート株式会社
- yy. 美作宇部生コンクリート株式会社
- zz. 米子宇部コンクリート工業株式会社
- aaa. 熊本宇部コンクリート工業株式会社
- bbb. 佐賀宇部コンクリート工業株式会社
- ccc. 山機運輸株式会社
- ddd. 釧路生コン株式会社
- eee. 株式会社丸協
- fff. 株式会社姫路ユーエヌシー
- ggg. 周南共同生コン株式会社
- hhh. PT Indonesia Shipping Lines
- iii. 株式会社東北鉄興社
- jjj. 美祢貨物自動車株式会社
- kkk. UBE Materials (Thailand) Co.,Ltd.
- lll. 株式会社ライムグリーン
- mmm. 東山共同開発株式会社
- nnn. 岩手共同石灰株式会社
- ooo. ウベスレート販売株式会社
- ppp. UBE Singapore Holdings Pte. Ltd.
- qqq. 宇部三菱セメント株式会社
- rrr. UBE CT Construction Materials Vietnam Co., Ltd.
- sss. 本契約締結日以降、新たに甲の建設資材カンパニーに属するセメント事業、生コンクリート事業、建材事業、資源事業、石炭事業又は電力（IPP）事業に係る子会社若しくは関連会社となった会社であって、本効力発生日において甲の子会社又は関連会社である会社

承継対象権利義務明細表

本吸収分割により、乙が甲から承継する権利義務は、本効力発生日において承継対象事業に属する次に記載する権利義務とする。なお、乙が甲から承継する資産及び負債については、甲の2020年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 資産

(1) 株式

承継対象事業に関連して甲が保有している一切の株式

(2) 不動産、動産

承継対象事業に関連して甲が所有、賃借、使用し、又はリースを受けている一切の不動産及び動産並びに美祢炭鉱跡地等の遊休地の一部（但し、以下に掲げるものは除く。）

- ・甲が宇部興産建材株式会社に賃貸している同社富士工場土地（ウベボード株式会社の旧富士工場土地）
- ・宇部地区において承継対象事業に関連して甲が所有し、乙が地役権又は地上権の設定を受けることを予定している土地
- ・宇部地区において承継対象事業に関連して甲が所有し、上水、電力、工業用水、通信等のユーティリティ供給のために使用される配管、回線等の設備の一部

(3) 債権

承継対象事業に属する売掛金、未収入金、貸付金その他一切の債権

(4) 現預金

以下の算式により算出される額

（「甲の本効力発生日時点の承継対象となる有利子負債」－「甲の本効力発生日時点の承継対象となる現金同等物」＋「承継対象となる甲の各子会社の本効力発生日時点の有利子負債に各子会社に対する持分比率をそれぞれ乗じた額の合計」－「承継対象となる甲の各子会社の本効力発生日時点の現金及び現金同等物に各子会社に対する持分比率をそれぞれ乗じた額の合計」－「7,600百万円」）＋（「36,932百万円」－「甲の本効力発生日時点の承継対象となる純運転資本」－「承継対象となる甲の各子会社の本効力発生日時点の純運転資本に各子会社に対する持分比率をそれぞれ乗じた額の合計」）

(5) 知的財産

承継対象事業に関連して甲が保有する商標権、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、サービスマーク、ノウハウ等の一切の知的財産（共有のもの、出願中のもの、開発中のものを含む。）

(6) 退職給付債務に相当する額の年金資産及び現預金

2. 負債

承継対象事業に属する買掛金、未払金、借入金、未払費用、支払手形、前受金、甲から乙に転籍する甲の従業員に対する退職給付債務その他一切の債務（偶発債務及び簿外債務を含むが、法令上承継可能なものに限る。）

3. 保険

承継対象事業に関して甲が付保している保険契約等及びこれらに付随関連する権利義務（但し、本効力発生日以降の乙の事業遂行に必要なもの（但し、本吸収分割による承継について、該当する保険会社から同意を取得する必要がある保険契約等（当該同意を取得しない場合に当該契約等の解除事由や債務不履行事由等を生じさせる場合を含む。）については、甲が本効力発生日の前日までに該当する保険会社から本吸収分割による承継について同意を取得できたものに限る。）に限る。）

4. その他契約上の地位

承継対象事業に関して甲が第三者と締結しているその他の契約等（但し、雇用契約を除く。）及びこれらに付随関連する権利義務（但し、本吸収分割による承継について、当該第三者から同意を取得する必要がある（当該同意を取得しない場合に当該契約等の解除事由や債務不履行事由等を生じさせる場合を含む。）契約等で、本効力発生日の前日までに当該同意を取得できなかった契約等及びこれらに付随関連する権利義務を除く。）

5. 許認可

承継対象事業に属する許認可、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの

6. 文書及び資料

甲が保有している承継対象事業に属する文書及び資料

以上

(3) 事前開示事項の内容の概要

● 分割対価の相当性に関する事項

① 株式の数の相当性に関する事項

承継会社は、本吸収分割に際して普通株式450株を新たに発行し、その全部を当社に割り当てます。

また、承継会社は、三菱マテリアル吸収分割に際しても、当社への割当てと同数の普通株式450株を新たに発行し、その全部を三菱マテリアルに割当てます。この結果、承継会社は、本共同吸収分割に際して普通株式900株を新たに発行することになり、本共同吸収分割に際して、当社に割当て交付される承継会社の普通株式を1とした場合に、三菱マテリアルに対して割当て交付される承継会社の普通株式の比率は1となり（以下「本合意株式割当比率」といいます。）、承継会社における当社及び三菱マテリアルの持株比率は両社50%のまま変更はありません。

当社及び三菱マテリアルは、各々の対象事業についての各々の事業計画の確認及び精査を踏まえ、本共同吸収分割に際して、当社及び三菱マテリアルに対して割当て交付される承継会社の普通株式の比率の決定にあたり、当社はゴールドマン・サックス証券株式会社（以下「ゴールドマン・サックス」といいます。）を両社から独立した財務アドバイザーとして選定し本共同吸収分割における当社対象事業及び承継会社の株式価値に関する財務分析を依頼し、三菱マテリアルはメリルリンチ日本証券株式会社（現BofA証券株式会社。以下「BofA」といいます。）を両社から独立した財務アドバイザーとして選定し本合意株式割当比率に関する財務分析を依頼いたしました。

当社及び三菱マテリアルは、上記各事業計画の確認及び精査、それぞれの財務アドバイザーによる財務分析内容、本統合の戦略的意義及び期待される統合効果、両社の財務の状況、事業若しくは資産の状況、将来の見通し等の要因等を総合的に勘案し、両社で株式割当比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、当社及び三菱マテリアルは、承継会社の新株の割当に関して、上記のとおり合意いたしました。なお、本決定にあたり、当社及び三菱マテリアルは、各々の財務アドバイザーから2020年9月29日付の算定書を受領しております。なお、当社は、2021年5月31日までの間、本共同吸収分割における本合意株式割当比率の前提となった諸条件に重大な変更がない旨を確認しております。

(補足事項1)

ゴールドマン・サックスのアドバイザー・サービス及び当社がゴールドマン・サックスから2020年9月29日付で受領した算定書(以下「GS算定書」といいます。)は、当社の取締役会が本統合を検討するにあたっての情報提供及びかかる検討の補佐のみを目的として提供されたものです。GS算定書は、当社株式の所有者が本統合に賛成すべきか否か又はその他のいかなる事項についても何らの推奨を行うものではありません。ゴールドマン・サックスは、当社及び三菱マテリアルの間の2020年9月29日付統合契約書(以下「本統合契約書」といいます。)又は本統合に関するその他のいかなる条件又は側面、あるいは本統合契約書において企図され又は本統合に関連して合意又は修正されるその他の合意又は法律文書に関するいかなる条件又は側面(本統合契約書に基づき当社対象事業の拠出と関連して当社に割り当てられる承継会社の全経済的持分の50%に相当する承継会社普通株式(以下「当社本統合受取対価」といいます。)の割当比率、当社又は承継会社において継続する義務、当社のその他の種類の証券の所有者、当社の債権者又はその他の関係者にとっての本統合の公正性、及びこれらの者が本統合に関連して受け取った対価の公正性を含みます。)についても、意見又は考察を述べるものではなく、また、ゴールドマン・サックスは、本統合契約書に基づき当社対象事業の拠出と関連して当社が受け取る当社本統合受取対価に関連するか否かを問わず、当社、承継会社又は当社対象事業の役員、取締役、従業員等に対して本統合に関連して支払われる報酬の金額や性質の公正性又はこれらの者の階級についての見解を示すものではありません。GS算定書は、必然的に、2020年9月28日における経済環境、金融環境、市場環境及びその他の状況、並びに当該日時点においてゴールドマン・サックスに提供された情報のみに基づいており、ゴールドマン・サックスは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づいても、GS算定書を更新し、改訂し又は再確認する責任を負うものではありません。また、そのような更新、改訂又は再確認はこれまで行われておりません。したがって、GS算定書は2020年9月28日時点までの事情及び市場環境のみを踏まえて考慮されるべきものとなります。特に明記されている場合を除き、GS算定書において使用されている定量的情報のうち市場データに基づくものは、2020年9月25日以前の市場データに基づいており、必ずしも現在の市場の状況を示すものではありません。

(注) ゴールドマン・サックスが、GS算定書を作成するにあたっての前提条件、手続、考慮事項及び制約事項の詳細に関する追加情報は以下のとおりです。

ゴールドマン・サックス及びその関係会社（以下「ゴールドマン・サックス・グループ」といいます。）は、様々な個人及び法人顧客のために、アドバイザー、証券引受及びファイナンス、自己勘定投資、セールス・トレーディング、リサーチ、投資顧問その他の金融及び非金融の業務及びサービスに従事しています。ゴールドマン・サックス・グループ及びその従業員、並びにこれらが管理する又は（共同若しくは単独で）投資若しくはその他の経済的持分を有するファンドその他の事業体が、当社、三菱マテリアル及び承継会社を含むそのいずれかの関係会社並びに第三者の証券、デリバティブ、ローン、コモディティ、通貨、クレジット・デフォルト・スワップその他の金融商品、又は本統合に係るいずれかの通貨及びコモディティにつき、常時、売買し、買い持ち若しくは売り持ちのポジションを取り、これらのポジションに対する議決権を行使し、又は投資する場合があります。ゴールドマン・サックスは、本統合に関し当社の財務アドバイザーを務め、本統合の交渉に一定の関与をしました。ゴールドマン・サックスは、本統合に関するゴールドマン・サックスのサービスに対して報酬を受領する予定であるほか（報酬の大半は本統合の実行を条件としております。）、当社は、ゴールドマン・サックスが要した一定の実費を負担すること、及び財務アドバイザー業務に起因する一定の債務を補償することに同意しています。また、ゴールドマン・サックス・グループは、将来、当社、三菱マテリアル、承継会社及びそれらの関係会社に対して、財務アドバイザー及び／又は証券引受業務を提供する可能性があり、ゴールドマン・サックス・グループの投資銀行部門はそれらのサービスに関して報酬を受領する可能性があります。

GS算定書を作成するにあたり、ゴールドマン・サックスは、本統合契約書、当社の2020年3月31日に終了する5事業年度の有価証券報告書、当社の四半期報告書、その他の当社による株主に対する一定のコミュニケーション、当社に関する一般に公開されている一定のアナリスト・リサーチ・レポート、2020年3月31日に終了する3事業年度の当社対象事業の未監査の財務諸表、当社の経営陣によって予測・作成され、ゴールドマン・サックスの使用につき当社の了承を得た本統合によって生じる営業活動によるシナジー予測（以下「本シナジー予測」といいます。）を含む、当社の経営陣により作成され、ゴールドマン・サックスの使用につき当社の了承を得た当社対象事業及び承継会社に対する内部の財務分析、財務予測（以下「本財務予測」といいます。）等、三菱マテリアルの2020年3月31日に終了する5事業年度の有価証券報告書、三菱マテリアルの四半期報告書、その他の三菱マテリアルによる株主に対する一定のコミュニケーション、三菱マテリアルに関する一般に公開されている一定のアナリスト・リサーチ・レポート、2020年3月31日に終了する3事業年度の三菱マテリアル対象事業の未監査の財務諸表、当社の経営陣により作成され、ゴールドマン・サックスの使用につき当社の了承を得た当社のセメント及び関連事業に関して承継会社が引き継ぐ当社の直接的又は間接的な資産及び債務の推定調整金額（当社調整額）、当社の経営陣により作成され、ゴールドマン・サックスの使用につき当社の了承を得た三菱マテリアルのセメント及び関連事業に関して承継会社が引き継ぐ三菱マテリアルの直接的又は間接的な資産及び債務の推定調整金額（三菱マテリアル調整額）（当社調整額及び三菱マテリアル調整額を総称して「当社推定調整額」といいます。）について検討しました。また、ゴールドマン・サックスは、本統合の戦略的意義及び享受することが期待されている利益についての当社の評価、過去及び現在の事業・財務状況及び将来の見通しについて、当社の経営陣と協議をしました。さらに、ゴールドマン・サックスは、承継会社及び当社対象事業の財務情報を他の一定の公開会社の類似の財務及び株式市場における情報と比較し、ゴールドマン・サックスが適切と思路するその他の調査と分析を実施し、その他の要因を考慮しました。

財務分析の実施及びGS算定書の作成にあたり、ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスに対して提供され、ゴールドマン・サックスが聴取し、又はゴールドマン・サックスが検討した財務、法務、規制、税務、会計その他に関する情報全ての正確性及び完全性について、当社の同意に基づき、これに依拠し、またこれを前提としており、何ら独自の検証を行う責任を負うものではありません。ゴールドマン・サックスは、当社の同意に基づき、本シナジー予測を含む本財務予測及び当社推定調整額が、当社の経営陣による現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたものであることを前提としています。ゴールドマン・サックスは、当社、当社の子会社、当社対象事業、三菱マテリアル対象事業又は承継会社の資産及び負債（偶発的なもの、派生的なもの又は貸借対照表に計上されていない資産及び負債を含みます。）について独自の評価又は鑑定を行っておらず、かかる評価書又は鑑定書も入手していません。ゴールドマン・サックスは、本統合を完了するために必要な全ての政府、監督機関その他の許認可が当社、三菱マテリアル、当社対象事業、三菱マテリアル対象事業、承継会社又は本統合から予期される利益に対して（ゴールドマン・サックスの分析に何らかの有意な影響を及ぼす）重大な悪影響を生じさせることなく取得されることを前提としています。また、ゴールドマン・サックスは、本統合は、本統合契約書に規定された取引条件に基づいて完了し、ゴールドマン・サックスの分析に何らかの有意な影響を及ぼす取引条件の放棄又は修正がないことを前提としています。

GS算定書は、本統合を行うに際しての当社の経営上の意思決定や当社がとり得る他の戦略的手段と比較した場合における本統合の利点について見解を述べるものではありません。また、法務、規制、税務又は会計に関する事項についていかなる見解を述べるものではありません。ゴールドマン・サックスは、当社及び三菱マテリアルの普通株式のいかなる将来の時点での取引価格についても、債券、金融及び株式市場における変動が当社、承継会社、当社対象事業、三菱マテリアル、三菱マテリアル対象事業又は本統合にもたらす潜在的な影響についても、本統合が当社、承継会社、当社対象事業、三菱マテリアル又は三菱マテリアル対象事業の支払能力や存続能力、期限の到来した債務の弁済能力に対して与える影響についても一切意見を述べるものではありません。GS算定書は、必然的に、当該日時点における経済環境、金融環境、市場環境及びその他の状況、並びに当該日時点においてゴールドマン・サックスに提供された情報のみに基づいており、ゴールドマン・サックスは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づいても、GS算定書を更新し、改訂し又は再確認する責任を負うものではありません。GS算定書の一部を抽出し又は要約して言及することは必ずしも適切ではありません。GS算定書を全体として考慮することなく一部又はその要約を選択することは、GS算定書が依拠するプロセスについての不完全な理解をもたらすおそれがあります。ゴールドマン・サックスはいずれの要素又は実施したいずれの分析に対しても特に重点的に依拠をするものではありません。

(補足事項2)

三菱マテリアルがBofAから受領した2020年9月29日付の算定書（以下「BofA算定書」といいます。）は、三菱マテリアルの指示のもと、三菱マテリアルの取締役会が本共同吸収分割について検討することに関連し、作成されたものです。BofA算定書は、三菱マテリアルの指示のもと、公開されている情報又は三菱マテリアル若しくは当社よりBofAに対して提供された情報に基づき作成されたものです。

BofA算定書は、かかる財務その他の情報及びデータについてのBofAによる独自の検証は行われておらず、それらが正確かつ完全であることが前提とされ、かつその正確性及び完全性に依拠して作成されたものであり、また当該情報又はデータがいかなる重要な点においても不正確となる又は誤解を招くおそれのあるものとなるような事実又は状況を認識していないという三菱マテリアル及び当社の経営陣の表明に依拠して作成されています。

BofA算定書は、その作成にあたって三菱マテリアル及び三菱マテリアル対象事業の経営陣が作成し提供した三菱マテリアル対象事業に関する財務予測、当社及び当社対象事業の経営陣が作成し提供した当社対象事業に関する財務予測並びに三菱マテリアル及び三菱マテリアル対象事業の経営陣により修正が加えられた改訂版当社予測について、それが三菱マテリアル対象事業の将来の業績及びその他の事項に関する三菱マテリアル及び三菱マテリアル対象事業の経営陣によるBofA算定書作成時点で入手可能な最善の予測と誠実な判断を反映し、合理的に作成されたものである旨並びに三菱マテリアル対象事業及びその他の事項について評価するにあたっての合理的な基礎となることを前提としております。BofA算定書は、本対象事業の属する市場における地政学的な条件及びマクロ経済の条件その他の諸条件の本対象事業に対する潜在的な影響、本対象事業の属する業界における市場動向及び競争環境その他の動向及び見通し、当該業界に関連若しくは影響する政治上、規制上及び法制度上の事項、並びに本対象事業に関する既存及び将来の契約及び取り決め、及び、本対象事業の重要な従業員、サプライヤー及びその他の事業上の関係を誘引し、維持しかつ／又は代替する能力に関して、三菱マテリアルの指示に従い、三菱マテリアルの経営陣の評価に依拠してしております。BofA算定書は、三菱マテリアルの指示に従い、かかる事項に関して、いかなる点においてもBofA算定書に対して何らかの有意性をもつような変動がないことを前提として作成されています。

BofA算定書は、三菱マテリアルの指示に従い、本共同吸収分割が重要な条件又は合意事項を放棄、修正又は改訂することなくその条件に従いつつ適用ある全ての法令、書類及びその他の要件を遵守して完了されること、並びに本共同吸収分割に必要な政府、当局その他の認可、承認、免除及び免責を得る過程において、三菱マテリアル、当社及び本対象事業又は本共同吸収分割が予定している利益に悪影響を及ぼすような、又はその他BofA算定書に何らかの有意性をもつような、遅延、制限、制約又は条件が課されること若しくは発生すること（排除措置又は変更措置が課されることを含みます。）がないことを前提として作成されています。BofA算定書は、本共同吸収分割において想定される承継又はその他の取引の十分性又はその影響に関する意見又は見解を表明するものではなく、また、三菱マテリアルの指示に従い、本対象事業の運営に必要な全ての資産、財産及び権利を承継会社が取得しこれを維持すること、かつ承継会社は本対象事業から除外されることが想定されている負債又は義務について、直接又は間接に何ら引き受けずまた負わないことを前提としています。さらに、BofA算定書は、三菱マテリアルの指示に従い、本統合契約書の最終締結版が、BofAが検討した、2020年9月28日に提供された締結用本統合契約書といかなる重要な点においても相違しないことを前提として作成されています。

三菱マテリアルは、本共同吸収分割に関して独立の財務アドバイザーとして選定したBofAの提供するサービスに対し手数料（その主要な部分が本共同吸収分割の完了を条件とします。）を支払います。また、三菱マテリアルは、BofAの実費を負担すること、及びBofAの関与から発生する一定の責任についてBofAに補償することを合意しています。

BofA算定書は、三菱マテリアルの取締役会が（当該立場において）本共同吸収分割の検討において使用するためにその便宜のために作成されたものです。BofA算定書は、三菱マテリアルの取締役会以外のいかなる者に対しても、その便宜のために作成されたものではなく、かつ、いかなる権利又は救済手段を付与するものでもありません。

BofA算定書は、必然的に、BofA算定書の日付現在の金融、経済、為替、市場その他の条件及び情勢を前提としており、かつ、BofA算定書の日付以降に発生する事象がBofA算定書の内容に影響を与える可能性があります。三菱マテリアルは、BofAがBofA算定書を更新、改訂又は再確認する義務を負うものでないことを了解しています。

BofA算定書は、三菱マテリアルの取締役会が本共同吸収分割を検討するに際して考慮される多くの要因の一つにすぎず、三菱マテリアルの取締役会又は経営陣の本合意株式割当比率その他についての見解を決定付ける要因と解釈されてはなりません。

②承継会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本吸収分割により増加する承継会社の資本金及び準備金の額は次のとおりです。本吸収分割後における承継会社の事業内容及び当社から承継する権利義務等に照らして、相当であると判断しております。

・資本金	249億7,500万円
・資本準備金	0円
・利益準備金	0円

●吸収分割に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はございません。

●計算書類等に関する事項

①承継会社の成立の日における貸借対照表

承継会社は、2021年4月14日に成立した会社であるため、最終事業年度はありません。承継会社の成立の日における貸借対照表の内容は、以下のとおりです。

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
現金及び預金	100,000,000	負債合計	—
		純資産の部	
		資本金	50,000,000
		資本準備金	50,000,000
資産合計	100,000,000	負債・純資産合計	100,000,000

②承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項

承継会社は、2021年5月14日、三菱マテリアルとの間で、2022年4月1日を効力発生日として、三菱マテリアル吸収分割に係る吸収分割契約を締結しました。三菱マテリアル吸収分割により承継会社が三菱マテリアルから承継する資産の額は349,447百万円（2022年3月31日見込み）であり、負債の額は153,652百万円（2022年3月31日見込み）です。

承継会社は、2021年5月17日、宇部三菱セメントとの間で、2022年4月1日を効力発生日として、本吸収合併に係る吸収合併契約を締結しました。本吸収合併により承継会社は宇部三菱セメントからその権利義務の一切を承継いたします。なお、本吸収合併により承継する資産の額は79,367百万円（2022年3月31日見込み）であり、負債の額は61,466百万円（2022年3月31日見込み）です。

③当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項

該当事項はございません。

第4号議案 取締役（監査等委員である者を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く）6名は定款第20条の規定により、本総会終結のときをもって全員任期満了となりますので、6名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である者を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当		取締役会への出席状況	取締役在任期間 (本総会終結時)
1	やまもと 山本 謙	取締役会長	再任	13/13 100%	8年
2	いずみはらまさ 泉原 雅人	代表取締役社長 社長執行役員 CEO	再任	13/13 100%	3年
3	こやま 小山 誠	代表取締役 専務執行役員 建設資材カンパニープレジデント	再任	13/13 100%	2年
4	ふじいまさ 藤井 正幸	取締役 常務執行役員 CFO 経営企画部・経理部・財務・IR部担当	再任	13/13 100%	2年
5	てるいけいこう 照井 恵光	社外取締役	再任 社外取締役候補者 独立役員候補者	13/13 100%	7年
6	ひがし 東 哲郎	社外取締役	再任 社外取締役候補者 独立役員候補者	13/13 100%	2年

(注) 1. 責任限定契約の内容

当社は照井恵光、東哲郎の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき取締役として同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

2. 役員賠償責任保険の内容

当社は保険会社との間で役員賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。同保険の被保険者の範囲は、当社および当社の国内子会社54社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員（*1）、社外派遣役員（*2）、退職役員および監査役ならびにそれらの相続人であり、補償対象とされる保険事故は、株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟などです。ただし、故意または重大失に起因する損害賠償請求については、保証されません。なお、保険料は、当該役員が職務を行う会社が全額負担しております。

(*1) 管理職従業員：取締役会決議により会社法上の「重要な使用人」として選任された者を言います。

(*2) 社外派遣役員：記名法人、記名子会社での役職を問わず、記名法人、記名子会社以外の国内法人の役員となった場合、その法人の職務に起因する役員賠償が補償されます。ただし、海外法人への派遣は補償対象となりません。

◆監査等委員会の意見

監査等委員会は、当社の取締役（監査等委員である者を除く。以下同じ。）の選任について、監査等委員である社外取締役が陪席する指名委員会での審議内容等を確認した結果、取締役候補者およびその選任プロセスは適切であり、特段の指摘事項はありません。

候補者番号

1

やまもと ゆずる
山本 謙

1953年3月8日生



再任

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1977年 4月 当社 入社
2001年 6月 宇部興産機械株式会社 執行役員
2003年 6月 宇部興産機械株式会社 代表取締役社長
2003年 6月 当社 執行役員
2007年 4月 当社 常務執行役員
2010年 4月 当社 専務執行役員
2013年 6月 当社 代表取締役 専務執行役員
2015年 4月 当社 代表取締役社長 社長執行役員 グループCEO
2019年 4月 当社 代表取締役会長
2019年 6月 当社 取締役会長 現在に至る
2020年 6月 株式会社山口銀行 社外取締役 (2021年6月25日 退任予定)
2021年 6月 株式会社山口フィナンシャルグループ 社外取締役
(2021年6月25日 就任予定)

所有する当社株式の数 20,700株

取締役在任期間 8年

取締役会への出席状況 13/13回 (100%)

[重要な兼職先と当社との特別の利害関係]

山本謙氏が社外取締役に就任予定の株式会社山口フィナンシャルグループのグループ会社である株式会社山口銀行は、当社の借入先金融機関のひとつですが、当社借入高の8%未満であり、同社は当社との特別の関係はありません。

山本謙氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

[取締役候補者とした理由]

山本謙氏は、入社以来機械部門において豊富な業務経験を有し、2003年より宇部興産機械株式会社の代表取締役社長に就任し、事業の黒字化を定着させるなど経営者として十分な実績、経験を有しております。

2015年から当社代表取締役社長として経営全般に携わり、2019年4月からは当社代表取締役会長として、当社グループの経営の舵取り、およびコーポレート・ガバナンス強化を推進してまいりました。

これらの実績を考慮し、引き続きその職務経験や知見により当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督、コーポレート・ガバナンス強化に十分な役割を果たすことができると判断しましたので、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者に決めました。

候補者番号

2

いずみ はら まさと
泉原 雅人

1961年1月8日生



再任

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月 当社 入社
 2010年 4月 当社 執行役員
 2011年 6月 当社 取締役 執行役員
 2013年 4月 当社 取締役 常務執行役員
 2018年 4月 当社 専務執行役員
 2018年 6月 当社 取締役 専務執行役員
 2019年 4月 当社 代表取締役社長 社長執行役員 CEO 現在に至る

所有する当社株式の数 16,800株 | 取締役在任期間 3年 | 取締役会への出席状況 13/13回 (100%)

[重要な兼職先と当社との特別の利害関係]

重要な兼職はありません。泉原雅人氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

[取締役候補者とした理由]

泉原雅人氏は、化学部門、経営管理部門ほか幅広い業務経験を有するとともに、グループCFO、経営管理室長、化学カンパニープレジデントなどの要職を務め、2019年4月より代表取締役社長として経営の舵取りを担ってまいりました。

これらの実績を考慮し、中期経営計画を推進し、2025年のありたい姿「すべてのステークホルダーに価値を創出し続ける企業」を実現するために、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者に定めました。

候補者番号

3

こ や ま まこと
小山 誠

1960年10月18日生



再 任

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4月 当社 入社
2014年 4月 当社 執行役員
2018年 4月 当社 常務執行役員
2019年 4月 当社 専務執行役員 現在に至る
2019年 6月 当社 代表取締役 現在に至る
2021年 4月 C統合準備株式会社 代表取締役 現在に至る

所有する当社株式の数 7,400株

取締役在任期間 2年

取締役会への出席状況 13/13回 (100%)

[重要な兼職先と当社との特別の利害関係]

小山誠氏が代表取締役を務めるC統合準備株式会社は当社と三菱マテリアル株式会社のセメント事業およびその関連事業等の統合を目的として設立された会社であり、現状、当社と同社との間に取引はありません。

小山誠氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

[取締役候補者とした理由]

小山誠氏は、入社以来建設資材部門の生産拠点である伊佐セメント工場副工場長、技術部長、建設資材カンパニー生産・技術副本部長ほか同部門の要職を務め、2019年より建設資材カンパニープレジデントを務めています。現在は、中期経営計画に基づき建設資材部門において「安定的な利益・キャッシュフローを創出し、新たな事業の拡大を進める」ための施策を推進しています。

これらの豊富な経験と実績を活かし、当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断しましたので、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者に決めました。

候補者番号

4

ふじ い まさ ゆき
藤井 正幸

1963年3月9日生



再任

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4月 当社 入社
 2015年 4月 当社 執行役員
 2019年 4月 当社 常務執行役員 現在に至る
 2019年 6月 当社 取締役 現在に至る

所有する当社株式の数 7,600株 | 取締役在任期間 2年 | 取締役会への出席状況 13/13回 (100%)

[重要な兼職先と当社との特別の利害関係]

重要な兼職はありません。藤井正幸氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

[取締役候補者とした理由]

藤井正幸氏は、化学部門、経営管理部門ほか幅広い業務経験を有するとともに、CFO、経営管理室長として当社の財務戦略を担ってまいりました。

これらの豊富な経験と実績を活かし、当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断しましたので、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者に決めました。

候補者番号

5

て る い けい こう

照井 恵光

1953年7月27日生



再任

社外

独立

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

2008年 7月 経済産業省 大臣官房技術総括審議官
 2011年 1月 経済産業省 関東経済産業局長
 2012年 4月 経済産業省 地域経済産業審議官 (2013年6月 退任)
 2013年 8月 NPO法人テレメータリング推進協議会 理事長 現在に至る
 2014年 6月 一般社団法人日本科学技術連盟 理事 現在に至る
 2014年 6月 当社 社外取締役 現在に至る
 2016年 3月 株式会社ブリヂストン 社外取締役 現在に至る
 2016年 6月 一般財団法人化学物質評価研究機構 理事 (2020年6月 退任)
 2016年 6月 オルガノ株式会社 社外取締役 現在に至る
 2018年 8月 特定非営利活動法人保安力向上センター 理事 現在に至る
 2020年 6月 一般財団法人化学研究評価機構 専務理事 現在に至る

所有する当社株式の数 10,000株 | 社外取締役在任期間 7年 | 取締役会への出席状況 13/13回 (100%)

[重要な兼職先と当社との特別の利害関係、および独立性について]

兼職先	役職	取引内容	比較対象	金額規模
株式会社ブリヂストン	社外取締役	化学製品関連の取引	当社売上高	2%未満
オルガノ株式会社	社外取締役	化学製品関連の取引	当社売上高	1%未満
一般財団法人 化学研究評価機構	専務理事	取引はありません		

当社と2社・1団体は特別の関係はなく、照井恵光氏は2社の社外取締役であり、業務執行を行っていないことから、2社の社外取締役を務めていることが同氏の独立性を損なうものではないと判断しました。

当社は、照井恵光氏を株式会社東京証券取引所等の定めに基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所等に届け出ております。

[社外取締役候補者とした理由および社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割]

照井恵光氏は、長年にわたり経済産業省において化学技術関連の要職を歴任し、化学物質の製品・環境安全や国内の化学産業の発展に携わり、産業政策、産業技術などの分野での広範な知識や経験を有するとともに、事業会社において社外役員を務め、豊富な経験も有しています。

現在はこれらの経験を活かし取締役会において有用な意見や的確な助言により、重要事項の決定および当社の経営全般に対する監督機能を果たしております。

同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、当社社外取締役就任以降、当社取締役会の機能強化に貢献し、社外取締役としての職務を適切に遂行しており、当社の経営体制をさらに強化していくことが期待されるため、取締役会は同氏を引き続き社外取締役候補者に決めました。

候補者番号

6

ひがし てつ ろう
東 哲 郎

1949年8月28日生



再 任

社 外

独 立

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1977年 4月 東京エレクトロン株式会社 入社
 1990年12月 同社 取締役
 1994年 4月 同社 常務取締役
 1996年 6月 同社 代表取締役社長
 2003年 6月 同社 代表取締役会長
 2012年 6月 当社 社外取締役 (2014年6月 退任)
 2013年 4月 東京エレクトロン株式会社 代表取締役会長 兼 社長
 2015年 6月 同社 代表取締役社長
 2016年 6月 同社 取締役相談役 (2019年6月 退任)
 2018年 5月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス 社外取締役 現在に至る
 2019年 6月 野村不動産ホールディングス株式会社 社外取締役 現在に至る
 2019年 6月 当社 社外取締役 現在に至る

所有する当社株式の数 1,200株 | 社外取締役在任期間 2年 | 取締役会への出席状況 13/13回 (100%)

[重要な兼職先と当社との特別の利害関係、および独立性について]

兼職先	役職	取引内容
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	社外取締役	取引はありません
野村不動産ホールディングス株式会社	社外取締役	取引はありません

当社と両社は特別の関係はなく、東哲郎氏は両社の社外取締役であり、業務執行を行っていないことから、両社の社外取締役を務めていることが同氏の独立性を損なうものではないと判断しました。

当社は、東哲郎氏を株式会社東京証券取引所等の定めに基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所等に届け出ております。

[社外取締役候補者とした理由および社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割]

東哲郎氏は、東京エレクトロン株式会社において経営者として長年会社経営に携わり、同社のグローバル化と発展に大きく寄与するなど会社経営の豊富な経験と幅広い見識、経営全般に関する豊富な知見を有しております。

上記の理由から社外取締役として職務を適切に遂行し、当社の経営体制をさらに強化していくことが期待されるため、取締役会は同氏を引き続き社外取締役候補者に定めました。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名は定款第20条の規定により、本総会終結のときをもって全員任期満了となりますので、3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当社における地位、担当	取締役会へ の出席状況	監査等委員会 への出席状況	監査等委員である 取締役在任期間 (本総会終結時)
1	やまもと 山 元	あつし 篤 監査等委員 取締役	13/13 100%	14/14 100%	2年
2	しょうだ 庄 田	たかし 隆 監査等委員 社外取締役	13/13 100%	14/14 100%	2年
3	ふくはらただひこ 福 原 紀彦				

(注) 1. 責任限定契約の内容

当社は庄田隆氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき監査等委員である取締役として同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。庄田隆氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続し、福原紀彦氏が監査等委員である取締役としての選任が承認された場合には、当該契約と同様の内容の契約を締結する予定であります。

2. 役員賠償責任保険の内容

当社は保険会社との間で役員賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。同保険の被保険者の範囲は、当社および当社の国内子会社54社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員（*1）、社外派遣役員（*2）、退任役員および監査役ならびにそれらの相続人であり、補償対象とされる保険事故は、株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟などです。ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求については、保証されません。なお、保険料は、当該役員が職務を行う会社が全額負担しております。

（*1）管理職従業員：取締役会決議により会社法上の「重要な使用人」として選任された者を言います。

（*2）社外派遣役員：記名法人、記名子会社での役職を問わず、記名法人、記名子会社以外の国内法人の役員となった場合、その法人の職務に起因する役員賠償が補償されます。ただし、海外法人への派遣は補償対象となりません。

候補者番号

1

やまもと あつし
山元 篤

1959年3月15日生



再任

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月 当社 入社
 2012年 4月 当社 執行役員
 2017年 6月 当社 監査役
 2019年 6月 当社 監査等委員である取締役 現在に至る

所有する当社株式の数	7,000株	監査等委員在任期間	2年
取締役会への出席状況	13/13回 (100%)	監査等委員会への出席状況	14/14回 (100%)

[重要な兼職先と当社との特別の利害関係]

重要な兼職はありません。山元篤氏と当社間に特別の利害関係はありません。

[監査等委員である取締役候補者とした理由]

山元篤氏は、労務・人事業務を中心に当社で幅広い業務の経験を持ち、総務・人事室長、グループCCO（チーフコンプライアンスオフィサー）として当社コンプライアンス体制、および危機管理体制の構築などを積極的に推進してまいりました。

また、2017年6月より当社監査役として、2019年6月より当社監査等委員である取締役として、取締役会において有用な意見、的確な助言により、重要事項の決定および当社の経営全般に対する監督機能を果たすとともに、監査等委員としてガバナンス体制とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常の経営活動の監査を行ってまいりました。

上記の理由から監査の実効性の確保、また当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上を図るとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与すると判断しましたので、取締役会は同氏を引き続き監査等委員である取締役候補者に決めました。

候補者番号

2

しょう だ たかし

庄田 隆

1948年6月21日生



再任

社外

独立

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1972年 4月 三共株式会社 入社
 2001年 6月 三共株式会社 取締役
 2002年 6月 三共株式会社 常務取締役
 2003年 6月 三共株式会社 代表取締役社長
 2005年 9月 第一三共株式会社 代表取締役社長兼CEO
 2010年 6月 第一三共株式会社 代表取締役会長
 2014年 6月 第一三共株式会社 相談役（2019年6月 退任）
 2015年 6月 当社 社外取締役
 2017年 6月 大東建託株式会社 社外取締役 現在に至る
 2019年 6月 当社 監査等委員である社外取締役 現在に至る

所有する当社株式の数	8,700株	監査等委員在任期間	2年
取締役会への出席状況	13/13回（100%）	監査等委員会への出席状況	14/14回（100%）

[重要な兼職先と当社との特別の利害関係、および独立性について]

兼職先	役職	取引内容	比較対象	金額規模
大東建託株式会社	社外取締役	建設資材製品関連の取引	当社売上高	1%未満

[重要な兼職先と当社との特別の利害関係]

当社と大東建託株式会社は特別の関係はなく、庄田隆氏は同社の社外取締役であり、業務執行を行っていないことから、同社の社外取締役を務めていることが同氏の独立性を損なうものではないと判断しました。

当社は、庄田隆氏を株式会社東京証券取引所等の定めに基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所等に届け出ております。

[監査等委員である社外取締役候補者とした理由および社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割]

庄田隆氏は、第一三共株式会社において経営者として長年会社経営に携わり、同社のグローバル化に大きく寄与するなど会社経営の豊富な経験と幅広い見識、日本企業によるグローバル経営全般に関する豊富な知見を有しております。

現在はこれらの経験を活かし経営者としての視点から取締役会において有用な意見や的確な助言により、重要事項の決定および当社の経営全般に対する監督機能を果たすとともに、監査等委員としてガバナンスの体制とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常の経営活動の監査を行ってまいりました。

上記の理由から、監査の実効性の確保、また当社経営意思決定の健全性及び適正性の確保と透明性の向上を図るとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与することが期待されるため、取締役会は同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者に決めました。

候補者番号

3

ふくはらただひこ

福原紀彦

1954年2月22日生



新任

社外

独立

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

- 1995年 4月 中央大学法学部教授
- 2004年 4月 同大学法科大学院教授 現在に至る
弁護士登録（東京弁護士会所属） 現在に至る
- 2009年 6月 社団法人投資信託協会（現 一般社団法人投資信託協会） 理事 現在に至る
- 2010年 4月 社団法人日本資金決済業協会（現 一般社団法人日本資金決済業協会） 会長 現在に至る
- 2011年11月 中央大学学長（2014年11月 退任）
- 2017年 6月 共栄火災海上保険株式会社 社外取締役 現在に至る
- 2018年 5月 中央大学学長（2021年5月 退任）
- 2018年 6月 株式会社アイネス 社外取締役 現在に至る

所有する当社株式の数	—	監査等委員在任期間	—
取締役会への出席状況	—	監査等委員会への出席状況	—

【重要な兼職先と当社との特別の利害関係、および独立性について】

兼職先	役職	取引内容
中央大学	教授	取引はありません
一般社団法人 日本資金決済業協会	会長	取引はありません
共栄火災海上保険株式会社	社外取締役	取引はありません
株式会社アイネス	社外取締役	取引はありません

【重要な兼職先と当社との特別の利害関係】

当社と2社・1大学・1団体は特別の関係はなく、福原紀彦氏は2社の社外取締役であり、業務執行を行っていないことから、2社の社外取締役を務めていることが同氏の独立性を損なうものではないと判断しました。

当社は、本総会において福原紀彦氏が監査等委員である取締役としての選任が承認された場合、同氏を株式会社東京証券取引所等の定めに基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所等に届け出る予定です。

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割】

福原紀彦氏は、長年にわたり法律学者（専門：商法、会社法）として、中央大学の法学部および法科大学院の教授、大学学長などを歴任し、社外役員として必要な専門知識や見識を充分備えているとともに、複数の事業会社において社外役員を務め、豊富な経験も有しています。

同氏は、社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由から、監査の実効性の確保、また当社経営意思決定の健全性及び適正性の確保と透明性の向上を図るとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与することが期待されるため、取締役会では同氏を監査等委員である社外取締役候補者に決めました。

第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

て る い けい こう
照 井 恵 光

1953年7月27日生



社 外
独 立

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

2008年 7月 経済産業省 大臣官房技術総括審議官
 2011年 1月 経済産業省 関東経済産業局長
 2012年 4月 経済産業省 地域経済産業審議官（2013年6月 退任）
 2013年 8月 NPO法人テレメータリング推進協議会 理事長 現在に至る
 2014年 6月 一般社団法人日本科学技術連盟 理事 現在に至る
 2014年 6月 当社 社外取締役 現在に至る
 2016年 3月 株式会社ブリヂストン 社外取締役 現在に至る
 2016年 6月 一般財団法人化学物質評価研究機構 理事（2020年6月 退任）
 2016年 6月 オルガノ株式会社 社外取締役 現在に至る
 2018年 8月 特定非営利活動法人保安力向上センター 理事 現在に至る
 2020年 6月 一般財団法人化学研究評価機構 専務理事 現在に至る

所有する当社株式の数 10,000株

社外取締役在任期間 7年

取締役会への出席状況 13/13回（100%）

[重要な兼職先と当社との特別の利害関係、および独立性について]

兼務先	役職	取引内容	比較対象	金額規模
株式会社ブリヂストン	社外取締役	化学製品関連の取引	当社売上高	2%未満
オルガノ株式会社	社外取締役	化学製品関連の取引	当社売上高	1%未満
一般財団法人 化学研究評価機構	専務理事	化学製品関連の取引	取引はありません	

当社と2社・1団体は特別の関係はなく、照井恵光氏は2社の社外取締役であり、業務執行を行っていないことから2社の社外取締役を務めていることが同氏の独立性を損なうものではないと判断しました。

当社は、照井恵光氏を株式会社東京証券取引所等の定めに基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所等に届け出ております。同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、引き続き同氏を株式会社東京証券取引所等の定めに基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所等に届け出る予定であります。

【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割】

照井恵光氏は、長年にわたり経済産業省において化学技術関連の要職を歴任し、化学物質の製品・環境安全や国内の化学産業の発展に携わり、産業政策、産業技術などの分野での広範な知識と経験を有するとともに、事業会社において社外役員を務め、豊富な経験も有しています。現在はこれらの経験を活かし取締役会において有用な意見や的確な助言により、重要事項の決定および当社の経営全般に対する監督機能を果たしております。

同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、産業政策、産業技術などにおける広範な知識と経験および事業会社における社外役員として事業戦略全般に関する豊富な知見を有しております。

また、社外取締役兼監査委員としての経験もあり、監査の実効性の確保、また当社経営意思決定の健全性及び適正性の確保と透明性の向上を図るとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にも寄与することが期待されるため、取締役会は同氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者に決めました。

- (注) 1. 照井恵光氏は、第4号議案「取締役（監査等委員である者を除く）6名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役（監査等委員である者を除く）に就任する予定ですが、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合には、取締役（監査等委員である者を除く）を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定です。
2. 責任限定契約の内容
当社は会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を社外取締役候補者である照井恵光氏と締結しており、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、引き続き同氏との間で当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。
3. 役員賠償責任保険の内容
当社は保険会社との間で役員賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。同保険の被保険者の範囲は、当社および当社の国内子会社54社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員（*1）、社外派遣役員（*2）、退任役員および監査役ならびにそれらの相続人であり、補償対象とされる保険事故は、株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟などです。ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求については、保証されません。なお、保険料は、当該役員が職務を行う会社が全額負担しております。
- （*1）管理職従業員：取締役会決議により会社法上の「重要な使用人」として選任された者を言います。
（*2）社外派遣役員：記名法人、記名子会社での役職を問わず、記名法人、記名子会社以外の国内法人の役員となった場合、その法人の職務に起因する役員賠償が補償されます。ただし、海外法人への派遣は補償対象となりません。

(ご参考) 取締役会の構成 【2021年6月29日以降の予定】
 取締役に期待する分野は次のとおりです。(3つまで記載しております。)

	氏名	経営全般・ 経営戦略	財務・会計	製造・技術・ 研究開発	営業・ マーケティング	コンプライアンス・ リスクマネジメント	人材 マネジメント	国際性
取締役 (監査等委員である者を除く)	山本 謙	○		○		○		
	泉原 雅人	○	○		○			
	小山 誠	○		○	○			
	藤井 正幸	○	○					○
	照井 恵光	○		○		○		
	東 哲郎	○			○			○
監査等委員である取締役	山元 篤	○				○	○	
	庄田 隆	○		○				○
	福原 紀彦	○				○	○	

第7号議案

取締役(監査等委員である者および社外取締役を除く)に対するストックオプション報酬等の件

当社は、2019年6月27日開催の第113回定時株主総会においてご承認いただいた内容および年額1億3千万円以内の枠内で、取締役会の決議に基づき、取締役(監査等委員である者および社外取締役を除く)に対し、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てています。

本年3月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(令和2年法務省令第52号)により、取締役に対する報酬としての新株予約権の付与については、その具体的な内容につき株主総会の承認を得ることが求められたことから、現行のストックオプション報酬を継続すべく、下記新株予約権の内容につき、ご承認をお願いするものです。

なお、当社における「取締役(監査等委員である者を除く)の報酬等の決定方針」は添付事業報告60~64ページに記載のとおりであり、その内容は、本議案をご承認いただいた場合の決定方針としても引き続き相当であると考えられることから、当該方針を変更することは予定しておりません。

本件ストックオプションは、取締役(監査等委員である者および社外取締役を除く。以下「付与対象取締役」といいます。)の中長期的な目標達成および株主価値向上のインセンティブを高めることを目的とするものであり、その内容は、当該方針に基づき、当社における付与対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、相当なものであると考えております。

また、本件ストックオプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価額を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく付与対象取締役の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。

本件ストックオプションの対象者は現在4名であり、第4号議案「取締役(監査等委員である者を除く)6名選任の件」が原案通り承認可決された場合、係る対象者は4名となります。

記

当社の取締役(監査等委員である者を除く)(社外取締役を除く)に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容および数の上限

①新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という)は100株とする。ただし、本議案の決議の日(以下「決議日」といいます。)

以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。なお、決議日以降、当社が、当社普通株式の単元株式数変更（株式分割または株式併合を伴う場合を除く。以下、単元株式数変更の記載につき同じ）を行う場合には、当社は、当該単元株式数変更の効力発生日以降にその発行のための取締役会の決議が行われる新株予約権について、当該単元株式数変更の比率に応じて付与株式数を合理的に調整することができる。

②新株予約権の総数

取締役（監査等委員である者を除く）（社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の総数240個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。ただし、当社普通株式の単元株式数変更に伴い付与株式数が調整された場合には、当社は、当該調整の比率に応じて新株予約権の総数を合理的に調整することができる。

③新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として取締役会において定める額とする。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から25年以内の範囲で、取締役会において定める。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

⑦新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役（監査等委員である者を除く）および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとする。その他の新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

⑧新株予約権の取得に関する事項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

（ご参考）

当社は、本総会終結のとき以降、上記の新株予約権と同内容の新株予約権を、当社の執行役員に対し、発行する予定であります。

以 上

事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

I 当社グループの現況に関する事項

連結業績

売上高

6,138 億円 (8.1%減 ▼)

売上高営業利益率 (ROS)

4.2 % (0.9pt減 ▼)

営業利益

259 億円 (23.9%減 ▼)

自己資本利益率 (ROE)

6.6 % (0.3pt減 ▼)

経常利益

232 億円 (34.8%減 ▼)

総還元性向

83.3 % (43.6pt増 7)

親会社株主に帰属する当期純利益

229 億円 (0.2%減 ▼)

1.事業の経過およびその成果

当社グループは2019年度からスタートした3カ年の中期経営計画「Vision UBE 2025～Prime Phase～」において、「事業の成長基盤強化」「経営基盤（ガバナンス）の強化」「資源・エネルギー・地球環境問題への対応と貢献」を基本方針とし、化学部門を核とした次なる成長の実現を目指して、各事業課題の解決に取り組んでまいりました。

当期においては、世界的な新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済活動の停滞の影響を受け、特に化学部門や機械部門では上期に需要が大きく減退し、また化学品の市況も悪化したことなどから、売上高は前期を下回りました。営業利益・経常利益についても、化学品の市況悪化に加え、アンモニア工場で定期修理を実施したことなどもあり、石炭など熱エネルギー価格の下落や諸経費抑制によるコスト削減効果があったものの、前期を下回りました。親会社株主に帰属する当期純利益は、繰延税金負債の取崩しに伴う税金費用の減少などもあり、前期並みとなりました。

この結果、当社グループの連結売上高は前期比540億3百万円減の6,138億8千9百万円、連結営業利益は81億3千1百万円減の259億2百万円、連結経常利益は124億3千1百万円減の232億9千3百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は4千万円減の229億3千6百万円となりました。

また当社単独では、売上高は前期比395億7千5百万円減の2,424億5千2百万円、営業利益は69億9千3百万円減の79億5千2百万円、経常利益は109億2千5百万円減の135億3千7百万円、当期純利益は36億5千万円減の133億8千2百万円となりました。

売上構成比

41.6%

主要な事業内容

ナイロン樹脂、カプロラクタム（ナイロン原料）、工業薬品、ファインケミカル、ポリブタジエン（合成ゴム）、ポリイミド、電池材料、機能品、医薬品（原体・中間体）などの製造・販売

- 強み**
- ナイロン・カプロラクタムチェーン、ポリブタジエン（合成ゴム）などのベーシックケミカルズ事業とポリイミド、電池材料、高機能コーティングなどのスペシャリティ事業を併せ持ち、幅広い製品群を保有。
 - 日本（山口県宇部市・千葉県市原市・大阪府堺市）タイ・スペインの世界三極体制によるグローバルネットワークを構築。
 - 多様化するニーズに対応できる高い技術開発力とモノづくり力を持ち、顧客に対してソリューションを提供。

ナイロン樹脂は、新型コロナウイルスの影響を受けて、自動車用途では上期に需要が減少したものの下期には回復し、食品包装フィルム用途では巣ごもり消費もあり堅調に推移しました。販売価格は、原料のカプロラクタム市況の悪化を上回って下落しました。

ナイロン原料のカプロラクタムは、主用途である繊維向け需要が堅調に推移しましたが、新型コロナウイルスの影響による原料価格の低下を上回って製品市況が悪化しました。

工業薬品は、アンモニア工場で隔年の定期修理を実施したことなどにより出荷が減少しました。

ポリブタジエン（合成ゴム）は、上期に大きく減少したタイヤ向けの出荷も下期には回復しましたが、原料のブタジエン市況の悪化に伴い販売価格が低下しました。

リチウムイオン電池材料のセパレータは、新型コロナウイルスの影響による自動車向けの需要減退もある中で、中国市場などで競争が激化し出荷が減少しました。電解液は、第3四半期より持分法適用関連会社へ移管しました。

ファインケミカルの出荷は概ね堅調に推移しましたが、一部自動車用途などで需要減少による影響を受けました。

高機能コーティング材料の出荷は、上期は自動車用途などで需要減少による影響を受けましたが、下期の出荷は堅調に推移しました。

ポリイミドは、ディスプレイ向けフィルムおよび有機ELパネル向けウエルの需要が伸長し、販売は好調に推移しました。

医薬品では、自社医薬品のロイヤリティ収入は前期並みでしたが、受託医薬品および自社医薬品ともに出荷は減少しました。

この結果、当部門の連結売上高は前期比266億6千1百万円減の2,593億8千万円、連結営業利益は63億4千7百万円減の81億8千4百万円となりました。

売上高

(単位：億円)

第114期 2,860

前期比 9.3%減

第115期 (当期) 2,593

営業利益

(単位：億円)

第114期 145

前期比 43.7%減

第115期 (当期) 81

CONSTRUCTION MATERIALS

建設資材

主要な事業内容

セメント、生コン、建材関連製品、石灰石、カルシア・マグネシア、機能性無機材料などの製造・販売、資源リサイクル事業、石炭の輸入、販売、コールセンター（石炭中継基地）の運営および電力供給事業

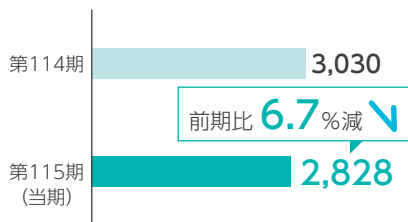
- 強み
- 幅広い製品・事業をグループ全体で担うことにより、グループ・シナジーを最大限に活用。
 - 競争力のある石炭・電力を安定供給できる体制と大型港湾設備などの充実したインフラを保有。
 - 多種多様な廃棄物を利用し、省資源化できる高い技術力を保有。

売上構成比

45.3%

売上高

(単位：億円)



セメント・生コンは、新型コロナウイルスの影響を受けた公共工事の停滞や大手ゼネコンを中心とした工事中断の影響などにより出荷が低調に推移し、またカルシア・マグネシアも鉄鋼向けなどの需要低迷により出荷が減少しました。一方で、余剰電力販売価格上昇に伴う増益効果に加え、石炭をはじめとする熱エネルギーの価格低下や全般的なコストダウン効果が寄与しました。

この結果、当部門の連結売上高は前期比201億8千2百万円減の2,828億5千5百万円、連結営業利益は1億7千7百万円増の147億4千4百万円となりました。

営業利益

(単位：億円)



MACHINERY

機械

売上構成比

12.6%

主要な事業内容

成形機（ダイカストマシン、押出プレス、射出成形機）、産業機械（窯業機、粉碎機、運搬機、除塵機、破碎機）、橋梁・鉄構、製鋼品（ビレット、鋳造品）などの製造・販売

- 強み**
- 自動車や電力・セメント・製鉄などの基幹産業に多数の納入実績があり、顧客から高い評価。
 - 国内外の多くの拠点を軸に、開発からアフターサービスまで全てにわたり顧客のニーズに対応。
 - 大型の加工設備と熟練した技術・技能者を保有。

成形機事業は、主要顧客である自動車関連産業が厳しい事業環境にあり販売が低調に推移しました。

産機事業は、電力会社向け運搬機などの需要が底堅く、また承継した化学機器製品も加えて、販売が堅調に推移しました。

製鋼事業は、ビレットの販売が堅調でしたが、鋳造品の販売は設備投資の落ち込みなどにより低調でした。

この結果、当部門の連結売上高は前期比120億7千2百万円減の787億2千7百万円、連結営業利益は21億9百万円減の28億3千1百万円となりました。

OTHERS

その他

主要な事業内容

不動産の売買、賃貸借および管理など

その他の連結売上高は前期比14億5千9百万円減の31億1千7百万円、連結営業利益は1億5千万円減の4億4千7百万円となりました。

売上高

(単位：億円)

第114期 907

前期比 **13.3%**減

第115期 (当期) 787

営業利益

(単位：億円)

第114期 49

前期比 **42.7%**減

第115期 (当期) 28

* 上記各部門の連結売上高などの数値には、部門間の内部取引高などの調整額が含まれています。

2. 対処すべき課題

当社グループは、「2025年のありたい姿」へのマイルストーンと位置付ける2021年度までの3カ年の中期経営計画「Vision UBE 2025 ~Prime Phase~」において、以下の基本方針および数値目標を掲げておりますが、経済情勢の変化などもあり、最終年度の数値目標の達成は困難な見通しとなっております。

◆ 基本方針

- i) 事業の成長基盤強化
- ii) 経営基盤（ガバナンス）の強化
- iii) 資源・エネルギー・地球環境問題への対応と貢献

当期の業績は、新型コロナウイルス感染拡大による世界的な経済活動の停滞により大きな影響を受けましたが、中期経営計画の基本方針のもと、化学部門においてはスペシャリティ事業の拡大をグローバルに加速し、収益力の向上を図るとともに、建設資材部門では、三菱マテリアル株式会社とのセメント事業等の統合に向けた準備を進め、機械部門では生産性向上により収益基盤の強化を図るなど、業績の回復とさらなる持続的成長に取り組んでまいります。

また、取締役会による経営の監督機能の拡充を進めるとともに、リスクマネジメントと内部統制システムの実効性の強化を図り、ガバナンスのさらなる向上に努めてまいります。2017年度に当社グループにおいて判明した品質検査上の不適切行為につきましては、再発防止策を着実に実行し、品質保証システムの確実な運用と継続的な改善を進めており、今後も品質管理体制の強化を図ってまいります。

地球環境問題への取り組みにつきましては、本年4月に「UBEグループ 2050年カーボンニュートラルへの挑戦」として、2050年までに当社グループの事業活動におけるカーボンニュートラルを達成することに挑戦し、あわせて社会全体のカーボンニュートラルの実現に貢献していくことを表明しました。新たな中長期目標の達成に向けて、環境負荷低減に向けた取り組みの一層の充実に努めてまいります。

◆ 数値目標（2021年度）

- | | |
|-------------|---------------------|
| i) 主要項目 | ii) 経営指標 |
| ①営業利益:550億円 | ①売上高営業利益率 (ROS) :7% |
| ②経常利益:580億円 | ②自己資本利益率 (ROE) :10% |

ご参考 当社グループのESGに関する取り組み

当社グループは環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）に配慮した事業運営を行い、グループの持続的な成長につなげていくと同時に「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成にも貢献していきます。



SDGs
(Sustainable Development Goals) :
持続可能な開発目標

E 環境



「UBEグループ 2050年カーボンニュートラルへの挑戦」について

当社グループは「UBEグループ 2050年カーボンニュートラルへの挑戦」を宣言しました。

自らの事業活動から排出される温室効果ガス（GHG）の実質排出ゼロに挑戦するとともに、環境に貢献する製品・技術に関わる研究開発の推進とイノベーションの実用化により、社会全体のカーボンニュートラルに貢献していくことを目指します。

「UBEグループ 2050年カーボンニュートラルへの挑戦」

1. 自らの事業活動におけるカーボンニュートラルへの挑戦（GHG排出量の最小化、革新的な技術開発）
 - (1) 徹底した省エネ推進、プロセス改善
 - (2) CO₂フリーエネルギーの利用の最大化
 - (3) 化石資源に大きく依存しない事業構造への再構築（化石資源利用の極小化）
 - (4) CO₂利活用技術、原料の非化石資源化などの研究開発の推進と実用化
2. 社会全体のカーボンニュートラルの実現への貢献
 - (1) 使用段階でCO₂排出低減に貢献する製品の提供
 - (2) 顧客のサプライチェーンにおけるCO₂削減への貢献（バイオポリマー、リサイクル・再生化学製品の提供）

UBEグループは2020年5月に「UBEグループ環境ビジョン2050」を発表し、豊かな地球環境を維持していくために自然と調和した企業活動を推進するという中長期的な展望を対外的に表明しましたが、昨今の社会情勢を鑑み、さらにもう一段踏み込んでGHGの削減や利活用を進めるとともに、地球環境に貢献する技術・製品を積極的に創出することで、脱炭素社会をリードするソリューションプロバイダーとして取り組んでまいります。

S 社会

ジェンダーダイバーシティ（女性活躍推進）への取り組み



当社は事業特性もあって、創立以来、社員の大半を男性が占めてきましたが、時代の変化に合わせて2013年10月にダイバーシティ推進組織を設置し、多様性の実現を目指しています。女性活躍推進では、これまで次のような取り組みを進めてきました。

- ・女性の採用・職域拡大
- ・管理職や女性社員に対する意識改革のための研修
- ・施設・設備環境の整備
- ・両立支援制度の拡充と利用しやすい雰囲気づくり
- ・長時間労働の是正と、柔軟な働き方ができる制度の導入

女性活躍推進法に基づいて策定した2019年度からの3カ年の行動計画では、以下の3つの目標を掲げ、より柔軟な働き方の実現と、女性の採用と活躍の場の拡大に取り組んでいます。

- (1) 年次有給休暇取得率を80%以上とする。
- (2) 男性社員の育児休業取得率を70%以上とする。
- (3) 総合職新卒採用における女性比率を計画期間内平均で20%以上とする。

総合職新卒採用では、2013年度より女性比率を引き上げ、現在まで平均20%以上を維持しています。さらに目標を引上げて、2022年度より30%以上を目指すとともに、キャリア採用も進めます。

2021年3月末現在、管理職の女性比率は未だ2.8%に留まりますが、プレ管理職（M職）層では17%を占めています。女性の役員、幹部管理職への登用が遅れている現状を踏まえ、新たに2030年度末までに女性管理職比率を15%とする目標を掲げました。個別キャリア面談、経営トップとの意見交換会など「女性幹部管理職育成プログラム」を充実させ、女性の役員・管理職登用を加速してまいります。

当社の取り組み

2010 2012 2014 2016 2018 2020(年度)

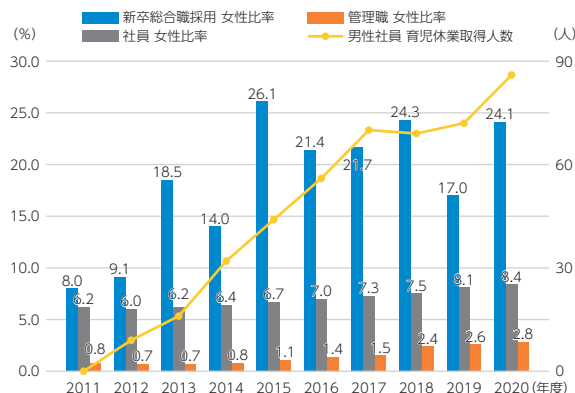
女性採用比率の拡大
新卒総合職 20%以上

女性の職域拡大
管理職対象の講演会・研修
基幹職女性研修 施設・設備の整備

職場風土の改善
男性社員の育児参画促進、介護との両立支援、
柔軟な働き方ができる制度の整備

女性幹部管理職の育成

女性活躍関連指標の推移



※ 2011～2013年度的女性比率には、病院（2014年10月医療法人化）勤務者を含まない

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

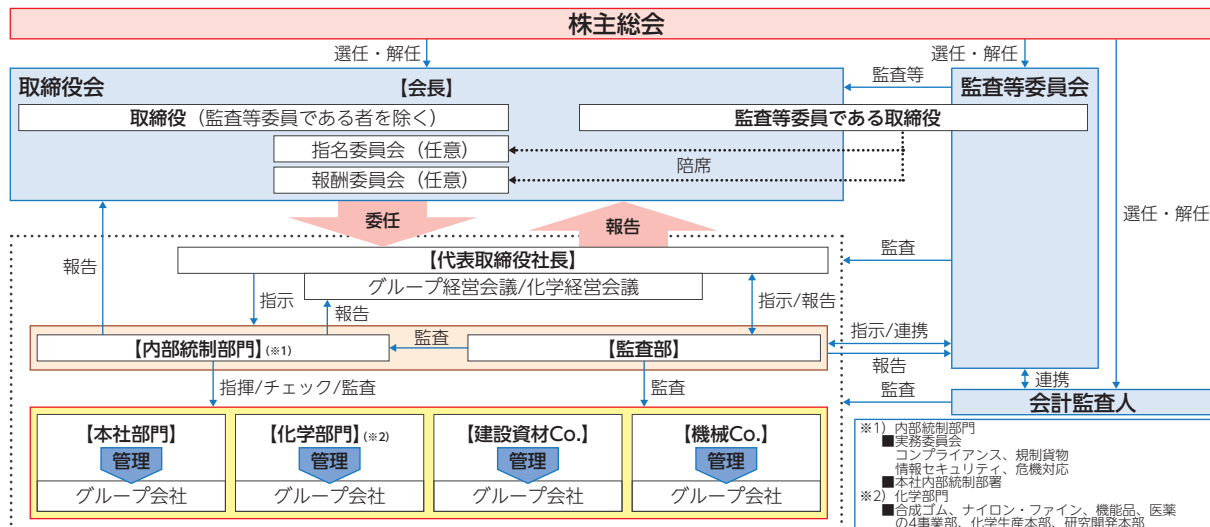
当社グループは、グループ全体の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを、その基本的使命としています。当社は、2019年6月27日開催の定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。経営における「監督機能」と「業務執行機能」をより明確に分離し、取締役会による業務執行の監督機能を強化するとともに、重要な業務執行の決定を代表取締役社長に委任することで業務執行の迅速化を図るなど、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めることにより、適正な事業活動を持続的に営み、株主をはじめ顧客、取引先、社員、地域社会などのすべてのステークホルダーに対する責務を果たし、その信認を得ることが重要であると考えています。

コーポレート・ガバナンスの概要

組織形態	監査等委員会設置会社
取締役会議長 (注1)	山本 謙
取締役 (監査等委員である者を除く) 人数 (注1)	6名 (うち2名が社外取締役)
監査等委員である取締役人数 (注1)	3名 (うち2名が社外取締役)
独立役員 (注1) の選任	社外取締役4名
取締役 (監査等委員である者および社外取締役を除く) の報酬などの決定	基本報酬と業績連動報酬 (年次インセンティブ、長期インセンティブ) で構成 2020年度の報酬総額 (社外取締役を除く) : 238百万円 (基本報酬123百万円、業績連動報酬115百万円)
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く) の報酬などの決定	基本報酬 (固定額) のみで構成 2020年度の報酬総額 (社外取締役を除く) : 38百万円 (基本報酬38百万円)
社外取締役 (独立役員) の報酬などの決定	基本報酬 (固定額) のみで構成 2020年度の報酬総額 : 52百万円 (基本報酬52百万円)
会計監査人	EY新日本有限責任監査法人

(注1) 第114回定時株主総会 (2020年6月26日) 終結の時から2021年3月31日まで

コーポレート・ガバナンスの概要と内部統制



取締役会

取締役会は、原則として執行役員を兼任しない取締役が議長を務めることとし、法令、定款および取締役会規程に則り、経営の基本方針および経営上の重要事項について意思決定をするとともに、各取締役・執行役員の業務遂行の妥当性・効率性を監督しています。また、監査等委員会設置会社として、監督機能を強化するとともに、重要な業務執行の決定を代表取締役社長に委任することで業務執行の迅速化を図ります。

監査等委員会

監査等委員会は、法令、監査等委員会規程等に則り、内部統制システムの構築・運用状況の監視・検証及び取締役等の業務執行者に対する監督を行うため、監査部や会計監査人との連携を図るとともに、代表取締役社長との意見交換、及び主要な業務執行取締役・執行役員・各部門等の監査を行い、必要に応じて意見を表明しています。また、取締役（監査等委員である者を除く）の選解任および報酬等の監督のため、社外監査等委員が指名委員会および報酬委員会に陪席し、その内容・手続を確認しています。

監査等委員会	委員長	落合誠一 (社外取締役)
	委員	庄田隆 (社外取締役)
	委員	山元篤 (社内取締役)

社外取締役

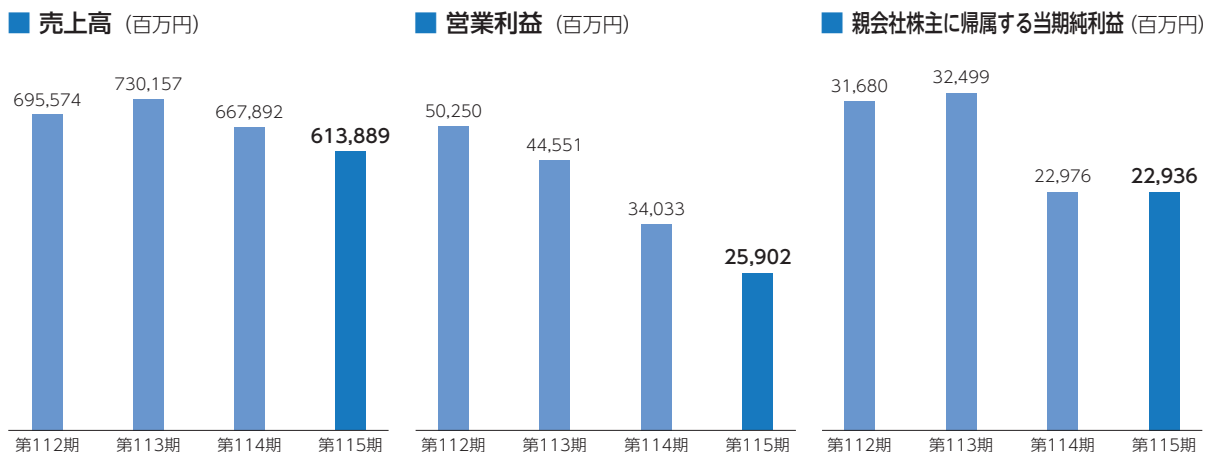
意思決定および経営監視に独立した第三者の視点を加え、経営の効率性・透明性・客観性を確保するために、2005年6月より社外取締役を招聘しています。さらに、取締役会の下部組織として、任意の「指名委員会」と「報酬委員会」を設置しており、それぞれ2名の社外取締役（監査等委員である者を除く）と非業務執行社内取締役（取締役会長）の計3名より構成され、委員長は社外取締役が務めています。

指名委員会	照井恵光 (委員長、社外取締役)
	東哲郎 (社外取締役)
	山本謙 (取締役会長)
報酬委員会	東哲郎 (委員長、社外取締役)
	照井恵光 (社外取締役)
	山本謙 (取締役会長)

3. 財産および損益の状況の推移

区 分	第112期	第113期	第114期	第115期
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
売上高 (百万円)	695,574	730,157	667,892	613,889
営業利益 (百万円)	50,250	44,551	34,033	25,902
経常利益 (百万円)	50,728	47,853	35,724	23,293
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	31,680	32,499	22,976	22,936
純資産 (百万円)	336,861	354,552	354,447	380,635
総資産 (百万円)	742,445	740,286	727,269	769,710
1株当たり当期純利益 (円)	301.65	312.36	227.33	226.79
1株当たり純資産額 (円)	3,002.86	3,261.23	3,287.73	3,549.52
連結子会社の数	70	71	69	66
持分法適用会社の数	24	25	26	26

- (注) 1. 当社は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第112期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第113期の期首から適用しており、第112期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。



4. 資金調達の状況

当期は、自己資金や金融機関からの借入金に加え、昨年5月に発行した第17回無担保社債100億円などにより所要資金を賄いました。

なお、当期末連結有利子負債残高は、前期末比240億4千9百万円増の2,147億6千7百万円となりました。

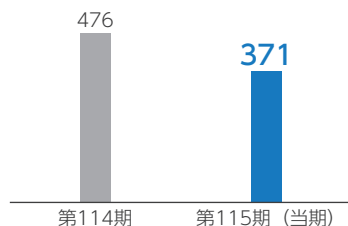
5. 設備投資等の状況

当期は生産設備の新設、維持更改、省力化・合理化などを中心に371億9千7百万円の投資を実施しました。

当期に完成した主な設備は、機械部門における射出成形機新工場（2020年8月）、化学部門におけるタイのポリカーボネートジオール（PCD）増産設備（2020年12月）、セパレータ増産設備（2020年12月）などです。

当期に建設中の主な設備は、化学部門における宇部ケミカル工場の第5医薬品工場およびポリイミド原料モノマー（BPDA）工場、建設資材部門における荏田セメント工場の高効率クリンカークーラーなどです。

ご参考 設備投資 (億円)



6. 従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減
化学部門	5,132名	23名増
建設資材部門	3,269名	1名減
機械部門	1,872名	17名増
その他	351名	23名減
全社（共通）	273名	9名減
合計	10,897名	7名増

7. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	31,273百万円
株式会社みずほ銀行	24,646
農林中央金庫	17,750
株式会社山口銀行	11,210
三井住友信託銀行株式会社	8,415

8. 主要な事業所

当社の主要な事業所は次のとおりです。

なお、当社子会社については、「9. 重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

本 社 宇部、東京
 営 業 所 大阪支店、名古屋支店
 工 場 等

化 学 部 門：千葉石油化学工場（千葉県市原市）、宇部ケミカル工場（山口県宇部市）、
 堺工場（大阪府堺市）、宇部藤曲工場（山口県宇部市）

建 設 資 材 部 門：宇部セメント工場（山口県宇部市）、伊佐セメント工場（山口県美祢市）、
 苅田セメント工場（福岡県苅田町）、沖の山コールセンター（山口県宇部市）

研 究 所：基盤技術研究所（山口県宇部市）、医薬研究所（山口県宇部市）、
 先端技術研究所（千葉県市原市）、大阪研究開発センター（大阪府堺市）、
 技術開発研究所（山口県宇部市）

9. 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
宇部興産機械(株)	山口県 宇部市	6,700 百万円	100.00 %	成形機製品、産機製品の製造・販売・アフターサービス
宇部マテリアルズ(株)	山口県 宇部市	4,047	100.00	カルシア、マグネシア 機能性無機材料の製造、販売
宇部エクシモ(株)	東京都 中央区	2,493	100.00	電子・情報材料 FRP 産業資材 機能繊維の製造、販売
宇部マクセル(株)	京都府 乙訓郡	2,725	66.01	リチウムイオン電池用塗布型・無塗布 型セパレータの製造、販売
ウベ・マシナリー, インコーポレーテッド	米国	17,000 千米ドル	100.00 (100.00)	成形機の製造・販売・据付・試運転・ アフターサービス
ウベ・コーポレーション・ヨーロッパ, エスエーユー	スペイン	6,312 千ユーロ	100.00	ナイロン樹脂 カプロラクタム 硫安 ファインケミカル その他製品の製 造、販売
ウベ・ケミカルズ・アジア, パブリック・カンパニー・リミテッド	タイ	10,739 百万 バーツ	73.81 (0.04)	ナイロン樹脂 ナイロンコンパウンド カプロラクタム 硫安の製造・販売
タイ・シンセティック・ラバース, カンパニー・リミテッド	タイ	1,106	74.00 (0.90)	ポリブタジエンの製造・販売
ウベ・ファイン・ケミカルズ・アジア, カンパニー・リミテッド	タイ	722	100.00	1,6ヘキサンジオール 1,5ペンタンジオール ポリカーボネートジオールの製造、 販売

(注) 議決権比率欄の()内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。

10. 重要な企業再編等の状況

当社と当社子会社の宇部アンモニア工業有限会社は、2020年10月1日を効力発生日として、当社を存続会社とする吸収合併を行いました。

II 当社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 330,000,000株
2. 発行済株式総数 101,144,078株 (自己株式5,056,029株を除く。)
3. 当期末株主数 67,099名
4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	11,199,400株	11.07%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	6,571,300株	6.50%
住友生命保険相互会社	2,000,000株	1.98%
日本生命保険相互会社	1,600,009株	1.58%
株式会社山口銀行	1,548,264株	1.53%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	1,513,600株	1.50%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口6)	1,344,300株	1.33%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1	1,320,168株	1.31%
T H E B A N K O F N E W Y O R K M E L L O N 1 4 0 0 4 4	1,272,400株	1.26%
農林中央金庫	1,237,409株	1.22%

(注) 当社は、自己株式5,056,029株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は、自己株式数を控除して算出しております。

Ⅲ 当社の役員に関する事項

1. 取締役

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	やまもと 山本 謙 ゆずる	株式会社山口銀行 社外取締役
代表取締役社長	いずみ はら まさ と 泉 原 雅 人	CEO
代表取締役	こやま まこと 小 山 誠	建設資材カンパニープレジデント
取締役	ふじ い まさ ゆき 藤 井 正 幸	CFO 経営企画部・経理部・財務・IR部担当
取締役(社外・独立)	てる い けい こう 照 井 恵 光	株式会社ブリヂストン 社外取締役 オルガノ株式会社 社外取締役 一般財団法人化学研究評価機構 専務理事
取締役(社外・独立)	ひがし てる ろう 東 哲 郎	株式会社セブン&アイ・ホールディングス 社外取締役 野村不動産ホールディングス株式会社 社外取締役
取締役常勤監査等委員	やまもと あつし 山 元 篤	
取締役監査等委員(社外・独立)	おち あい せい いち 落 合 誠 一	弁護士
取締役監査等委員(社外・独立)	しょう だ たかし 庄 田 隆	大東建託株式会社 社外取締役

- (注) 1. 当社は、取締役照井恵光、東哲郎、落合誠一、庄田隆の各氏を(株)東京証券取引所等の定めに基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所等に届け出ております。
2. 当社は事業の規模および特性等に鑑み、監査等委員会の活動の実効性を確保するためには常勤者による監査が必要と判断し、定款において常勤の監査等委員を選定する旨を定めており、当該規定に基づき山元篤氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 取締役山本謙氏の重要な兼職先である株式会社山口銀行は当社の主要な借入先のひとつである金融機関であります。当社との特別の関係はありません。
4. 取締役照井恵光氏の重要な兼職先である株式会社ブリヂストンと当社との間において、化学製品関連の取引がありますが、同社は当社との特別の関係はありません。
5. 取締役照井恵光氏の重要な兼職先であるオルガノ株式会社と当社との間において、化学製品関連の取引がありますが、同社は当社との特別の関係はありません。
6. 取締役照井恵光氏の重要な兼職先である一般財団法人化学研究評価機構は当社との特別の関係はありません。
7. 取締役東哲郎氏の重要な兼職先である株式会社セブン&アイ・ホールディングスは当社との特別の関係はありません。
8. 取締役東哲郎氏の重要な兼職先である野村不動産ホールディングス株式会社は当社との特別の関係はありません。
9. 取締役庄田隆氏の重要な兼職先である大東建託株式会社と当社との間において、建設資材製品関連の取引がありますが、同社は当社との特別の関係はありません。
10. 当社は会社法第427条第1項の規定により、社外役員全員との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。
11. 役員賠償責任保険の内容
当社は保険会社との間で役員賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。同保険の被保険者の範囲は、当社および当社の国内子会社54社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員（*1）、社外派遣役員（*2）、退任役員および監査役ならびにそれらの相続人であり、補償対象とされる保険事故は、株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟などです。ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求については、保証されません。なお、保険料は、当該役員が職務を行う会社が全額負担しております。
- （*1）管理職従業員：取締役会決議により会社法上の「重要な使用人」として選任された者を言います。
- （*2）社外派遣役員：記名法人、記名子会社での役職を問わず、記名法人、記名子会社以外の国内法人の役員となった場合、その法人の職務に起因する役員賠償が補償されます。ただし、海外法人への派遣は補償対象となりません。

(ご参考) 執行役員《*は取締役との兼務》 (2021年4月1日現在)

役位	氏名	職務
社長執行役員	* 泉原 雅人 (いずみ はらまさ と)	CEO
専務執行役員	* 小山 誠 (こやま まこと)	建設資材カンパニープレジデント
	たまひでお 玉田 英生 (たまひでお たま へいお)	CRO、CCO、リスク管理部・人事部・CSR・総務部・法務部・購買部・物流部担当
常務執行役員	ひさつゆき 久次 幸夫 (ひさつゆき ひさ かつお)	機械カンパニープレジデント
	こがげんじ 古賀 源二 (こがげんじ こが げんじ)	化学事業社長補佐、化学生産本部長、情報システム部担当
	* ふじいまさゆき 藤井 正幸 (ふじいまさゆき ふじい まさゆき)	CFO、経営企画部・経理部・財務・IR部担当
	にしだゆうき 西田 祐樹 (にしだゆうき にしだ ゆうき)	ナイロン・ファイン事業部長
	ながたけいいち 永田 啓一 (ながたけいいち ながた けいいち)	機能品事業部長
上席執行役員	にしだひろし 西田 宏 (にしだひろし にしだ ひろし)	宇部マテリアルズ(株) 代表取締役社長
	みうらひでつね 三浦 英恒 (みうらひでつね みうら ひでつね)	環境安全部・品質保証部・宇部渉外部担当
	いとうよしあき 伊藤 芳明 (いとうよしあき いとう よしあき)	建設資材カンパニー生産・技術本部長 資源リサイクル事業部・開発部門担当
	はなもとゆうぞう 花本 雄三 (はなもとゆうぞう はなもと ゆうぞう)	建設資材カンパニーエネルギー事業部長
	よこおひさあき 横尾 尚昭 (よこおひさあき よこお ひさあき)	合成ゴム事業部長
	おおたままさよし 大田 正芳 (おおたままさよし おおた まさよし)	研究開発本部長、開発部門・知的財産部担当
執行役員	すえひろまさろう 末廣 正朗 (すえひろまさろう すえ ひろまさろう)	監査部担当
	ブルーノ ドゥ ビエヴル Bruno de Bièvre	UBE CORPORATION EUROPE, S.A.U. 社長、欧米地域化学事業担当
	おおうちしげる 大内 茂 (おおうちしげる おおうち しげる)	建設資材カンパニーセメント事業部長 宇部三菱セメント(株) 取締役常務執行役員
	おのみつお 小野 光雄 (おのみつお おの みつお)	建設資材カンパニー監理部長
	みやうちひろのり 宮内 浩典 (みやうちひろのり みやうち ひろのり)	宇部興産機械(株) 代表取締役社長
	ワチャラ パタナニニランドン Watchara Pattananijirundorn	UBE Chemicals (Asia) Public Company Limited President & CEO アジア地域化学事業担当
	こじまひろあき 小島 弘昭 (こじまひろあき こじま ひろあき)	建設資材カンパニー業務統制部・品質保証部・環境安全部担当
	ふなやまよういち 船山 陽一 (ふなやまよういち ふなやま よういち)	医薬事業部長、HBM事業化プロジェクト担当
	たかせふとし 高瀬 太 (たかせふとし たかせ ふとし)	化学生産本部宇部ケミカル工場長、宇部藤曲工場担当

(注) CEO : Chief Executive Officer
 CRO : Chief Risk Management Officer
 CCO : Chief Compliance Officer
 CFO : Chief Financial Officer

2. 取締役の報酬等の額

1) 取締役の報酬の総額の決定に関する事項

取締役の報酬の総額については、2019年6月27日開催の第113回定時株主総会にて、以下のとおり決定しております。

- ・ 取締役（監査等委員である者を除く）：年額7億2千万円以内
（うち社外取締役分は年額8千5百万円以内）
- ・ 監査等委員である取締役：年額1億5千万円以内
- ・ 上記とは別枠でストックオプションとして、取締役（監査等委員である者および社外取締役を除く）に割り当てる新株予約権に関する報酬等の総額：年額1億3千万円以内

2) 取締役（監査等委員である者を除く）の報酬等の決定方針

当社は、2021年3月1日施行の改正会社法に対応し、「取締役（監査等委員である者を除く）の報酬等の決定方針」として以下2) - 1. ～7. を2021年3月30日取締役会にて決議しました。

2) - 1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である者を除く。以下、単に「取締役」という）の報酬は、企業価値および株主価値の持続的向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、取締役の個人別の報酬等の決定に際しては、株主総会決議による取締役の報酬限度額内で、各職責を踏まえた適切な水準とすることを基本方針とする。

取締役のうち社内取締役（以下、単に「社内取締役」という）の報酬については、業績との連動性を強化し、単年度の業績のみならず、中長期的な目標達成を報酬に反映する。また現金報酬のほか株式報酬を設け、中長期的な企業価値および株主価値向上を意識づける報酬構成とする。

具体的には、社内取締役の報酬は、基本報酬として役位別定額報酬、業績連動報酬として年次インセンティブおよび長期インセンティブにより構成し、年次インセンティブは全社業績連動報酬および年次個人業績目標達成評価報酬、長期インセンティブは中長期個人業績目標達成評価報酬および株式報酬型ストックオプションにより構成する。

また取締役のうち社外取締役（以下、単に「社外取締役」という）の報酬については、基本報酬のみ固定額を支払うこととする。

監査等委員でない取締役	報酬型式	報酬構成	報酬名称	支給形態
社内取締役	業績連動報酬	長期インセンティブ	株式報酬型ストックオプション 中長期個人業績目標達成評価報酬	現金報酬
		年次インセンティブ	年次個人業績目標達成評価報酬 全社業績連動報酬	
		基本報酬	基本報酬 役位別定額報酬	
	基本報酬	基本報酬 名称なし（基本報酬のみ固定額）		
社外取締役	基本報酬	基本報酬	名称なし（基本報酬のみ固定額）	

2) -2. 基本報酬の報酬額の決定に関する方針

社内取締役の基本報酬については、役位に応じて年額を決定する。

社外取締役の基本報酬については、固定額を年額として決定する。

2) -3. 業績連動報酬（株式報酬型ストックオプションを除く）の内容および額の算定方法の決定に関する方針

社内取締役の業績連動報酬のうち、全社業績連動報酬については、当社グループ全体の事業年度ごとの業績向上の意識を高めるため、持分法適用会社の業績を反映できる連結経常利益を指標とし、前事業年度における連結経常利益に役位別係数を乗じた算出式によって算定し決定される。

また年次および中長期個人業績目標達成評価報酬については、役位別に予め定められた評価テーブルに基づき、事業年度初めに各役員が設定した年次目標および中長期目標に対する達成度合いに応じて報酬額が決定される。

報酬名称	区分	算出方法
全社業績連動報酬	会社業績	前事業年度連結経常利益×役位別係数
年次個人業績目標達成評価報酬	個人業績	各役員別の年次目標の達成度合い
中長期個人業績目標達成評価報酬	個人業績	各役員別の3-5年の中長期目標の達成度合い

2) -4. 非金銭報酬の内容および額の算定方法の決定に関する方針

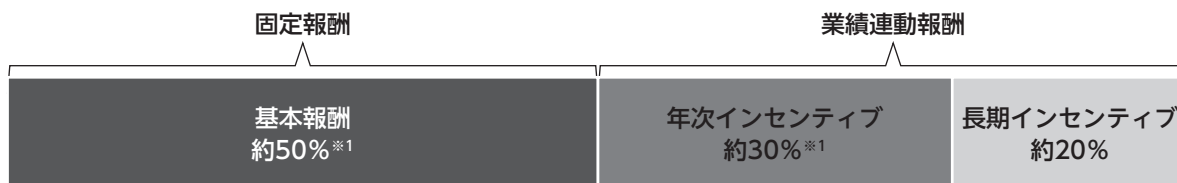
社内取締役に対する非金銭報酬は株式報酬型ストックオプションとし、社内取締役の中長期的な目標達成および株主価値向上のインセンティブを高めることを目的に、予め決められた価格（1円/株）で当社の株式を購入できる権利として、新株予約権を役位に応じて割り当てる。また、当社が定める中期経営計画の対象期間である3年間の翌期に限り、対象期間中の経営指標（連結経常利益、連結フリーキャッシュフロー、連結ROE）の達成度に応じて80%~130%まで付与株式数を調整する。

報酬名称	区分	算出方法
株式報酬型 ストックオプション	会社業績	通常年 = A、調整年 = B A. 役位別基礎金額 ÷ 前年度平均株価 + 前年からの繰越株式数 B. 役位別基礎金額 ÷ 前年度平均株価 × (100% + 付与率▲20%~30%) (*) + 前年からの繰越株式数 (* 経営指標の達成度に応じて80%~130%の範囲で調整)

2) -5. 基本報酬の額、業績連動報酬の額、および非金銭報酬の額の社内取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

社内取締役の種類別の報酬の構成割合については、基本報酬の水準と安定性を基本としつつ、中長期的な企業価値の向上を重視し、基本報酬と業績連動報酬（株式報酬型ストックオプションを含む）とのバランスを考慮し適切に設定する。

具体的には、基本報酬、年次インセンティブ、長期インセンティブ（株式報酬型ストックオプションを含む）の支給割合は、過去の平均連結経常利益額および、年次および中長期個人業績目標達成評価の中間値を基準として、概ね基本報酬50%、年次インセンティブ30%、長期インセンティブ20%となるように設計されている。



※1 社長、会長の報酬については、上記よりも基本報酬比率を低く、年次インセンティブの比率を高く設定

2) -6. 報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬（社内取締役に対する株式報酬型ストックオプションを除く）は、7月から翌年6月までの1年間の任期について支給する。またその総額を12で除した額を毎月支払うものとする。

社内取締役に対する株式報酬型ストックオプションについては、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる。

2) -7. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等は、透明性、客観性を確保するため、取締役会の下部組織であり委員長および過半数を社外取締役で構成する報酬委員会にて審議され、その審議結果は取締役会に提案・報告され、取締役会にて決定される。

取締役の報酬水準については、常に外部調査機関による役員報酬調査データを参照し、当社と規模や業種の類似する大手製造業の水準と比較し、客観的妥当性を確認しながら、総合的に勘案して決定する。

3) 取締役の報酬等の総額

区 分	人 数	基本報酬	業績連動報酬			報酬等の総額
			年次 インセンティブ	長期インセンティブ		
				内) ストックオプション		
取締役（監査等委員である者を除く） （うち社外取締役）	6名 (2名)	147百万円 (24百万円)	74百万円 (-)	40百万円 (-)	18百万円 (-)	262百万円 (24百万円)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	3名 (2名)	67百万円 (28百万円)	- (-)	- (-)	- (-)	67百万円 (28百万円)
合計 （うち社外役員）	9名 (4名)	214百万円 (52百万円)	74百万円 (-)	40百万円 (-)	18百万円 (-)	329百万円 (52百万円)

- (注) 1. 使用人兼務取締役はおりません。
 2. 株式報酬（ストックオプション）は、会計基準に従い、当事業年度において費用計上した金額です。従って、金銭として支給された報酬などではなく、また、金銭の支給が保証された報酬などでもありません。
 3. 監査等委員である取締役は、基本報酬のみで固定額としております。

3) -1. 上記業績連動報酬（株式報酬型ストックオプションを除く）に係る指標の目標および実績

業績連動報酬は、1. 全社業績評価、2. 年次個人業績目標達成評価、3. 中長期個人業績目標達成評価に基づいて決定されます。1. 全社業績評価の指標として、前事業年度における連結経常利益を使用しております。2. 年次個人業績目標達成評価の指標として、期首に各役員が設定した年次目標（基本予算の達成、4つの安全とコンプライアンスの取り組み強化、品質保証体制の再構築、各事業課題の着実な実施など）を使用しております。さらに3.中長期個人業績目標達成評価の指標として、期首に各役員が設定した中長期目標（人的経営資源の充実、地球環境問題への継続的取り組み、ガバナンス機能の強化と企業文化の変革など）を使用しております。1. 全社業績評価については、指標に役員別係数を乗じた算出式（前事業年度連結経常利益×役員別係数）によって報酬額が算定され、2. 年次個人業績目標達成評価、3. 中長期個人業績目標達成評価については指標の達成度を評価し、報

報酬が決定されます。

指標の目標および実績は以下のとおりです。

指標	区分	目標	実績
連結経常利益	全社業績	470億円	357億円
年次目標	個人業績	個人毎	個人毎に異なる
中長期目標	個人業績	個人毎	個人毎に異なる

3) - 2. 役員の報酬等の決定手続の概要

- (a) 取締役（監査等委員である者を除く）および執行役員の個人別報酬は、透明性、客観性を確保するため、取締役会の下部組織であり委員長および過半数を社外取締役で構成する報酬委員会にて審議され、その審議結果は取締役会に提案・報告され、取締役会にて決定しております。監査等委員である取締役の個人別報酬額は、監査等委員の協議により決定しております。
- (b) 役員の報酬等の額の決定過程における取締役会および報酬委員会の活動は、2020年6月の報酬委員会にて、2020年度における取締役（監査等委員である者を除く）および執行役員の報酬等の額に係る審議を行い、2020年6月の取締役会にて、同委員会からの答申を尊重し、取締役（監査等委員である者を除く）および執行役員の報酬等の額につき決定いたしました。取締役会および報酬委員会は、各指標の実績と個人毎の評価が妥当であること、また上記「取締役（監査等委員である者を除く）の報酬等の決定方針」に沿って報酬算定が行われたことを確認し、個人別報酬額が適切であると判断しました。

<報酬委員会等の活動内容>

当事業年度における取締役などの報酬等に関する審議および決定のための委員会等の活動は次のとおりです。

委員会等	開催回数	活動内容
報酬委員会	3回	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年度役員業績評価ならびに2020年度各人別報酬額支給額確定審議 ・2020年度株式報酬型ストックオプション割当審議 ・取締役（監査等委員である者を除く）の報酬等の決定方針および役員業績評価・報酬内規一部改定審議
取締役会	3回	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年度役員業績評価ならびに2020年度各人別報酬額支給額確定審議・決定 ・新株予約権に関する各取締役および各執行役員の報酬等の額の審議・決定 ・各取締役及び各執行役員に対して新株予約権を引受ける者の募集および割当審議・決定 ・取締役（監査等委員である者を除く）の報酬等の決定方針および役員業績評価・報酬内規一部改定審議・決定

3. 社外役員に関する事項

区分	氏名	出席回数（出席率）		[主要な活動状況と社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要]
		取締役会	監査等委員会	
取締役	照井 恵光	100% 13/13回	—	<p>長年にわたり経済産業省において化学技術関連の要職を歴任し、化学物質の製品・環境安全や国内の化学産業の発展に携わり、産業政策、産業技術などの分野での広範な知識、経験を有しております。</p> <p>現在はこれらの経験を活かし取締役会において有用な意見、的確な助言により、重要事項の決定および当社の経営全般に対する監督機能を果たしております。</p> <p>また、指名委員会委員長、報酬委員会委員として、取締役候補者および執行役員を選解任や報酬に関して独立した立場から積極的に意見をするなど職務を適切に遂行しており、当社の取締役会の監督機能の強化に貢献しております。</p>
	東 哲郎	100% 13/13回	—	<p>東京エレクトロン株式会社において経営者として長年会社経営に携わり、同社のグローバル化に大きく寄与するなど会社経営の豊富な経験と幅広い見識、日本企業によるグローバル経営全般に関する豊富な知見を有しております。</p> <p>現在はこれらの経験を活かし取締役会において有用な意見、的確な助言により、重要事項の決定および当社の経営全般に対する監督機能を果たしております。</p> <p>また、報酬委員会委員長、指名委員会委員として、取締役候補者および執行役員を選解任や報酬に関して独立した立場から積極的に意見をするなど職務を適切に遂行しており、当社の取締役会の監督機能の強化に貢献しております。</p>
取締役 (監査等委員)	落合 誠一	100% 13/13回	100% 14/14回	<p>長年にわたり法律学者（専門：商法、会社法）として、東京大学、成蹊大学等の教授などを歴任し、社外役員として必要な専門知識や見識を充分備えているとともに、事業会社において数多くの社外役員を務め、豊富な経験も有しております。</p> <p>現在はこれらの経験を活かし取締役会において有用な意見、的確な助言により、重要事項の決定および当社の経営全般に対する監督機能を果たしております。</p> <p>また監査等委員会委員長としての職務を適切に遂行しており、監査の実効性の確保、また当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に貢献しております。</p>
	庄田 隆	100% 13/13回	100% 14/14回	<p>第一三共株式会社において経営者として長年会社経営に携わり、同社のグローバル化に大きく寄与するなど会社経営の豊富な経験と幅広い見識、日本企業によるグローバル経営全般に関する豊富な知見を有しております。</p> <p>現在はこれらの経験を活かし取締役会において有用な意見、的確な助言により、重要事項の決定および当社の経営全般に対する監督機能を果たしております。</p> <p>また監査等委員としての職務を適切に遂行しており、監査の実効性の確保、また当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に貢献しております。</p>

Ⅳ 会計監査人に関する事項

1. 名称：EY新日本有限責任監査法人

2. 報酬等の額

当事業年度に係る報酬などの額	108百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	182百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である普通社債発行に係るコンフォートレター作成業務の対価を支払っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、ウベ・コーポレーション・ヨーロッパ、エスエーユー、ウベ・ケミカルズ・アジア、パブリック・カンパニー・リミテッド、タイ・シンセティック・ラバーズ、カンパニー・リミテッド、ウベ・ファイン・ケミカルズ・アジア、カンパニー・リミテッドは当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
4. 監査等委員会は、前年度の監査計画と実績を比較し、監査時間および報酬額の推移を確認した上で、当事業年度の会計監査の監査体制ならびに監査時間および報酬見積りの算出根拠の妥当性を検証した結果、会計監査人の報酬などの額につき、会社法第399条第1項および同条第3項に定める同意を行っております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の適格性、独立性を阻害する事由の発生などにより、適正な監査の遂行が困難であると認められるとき、その他必要がある場合には、監査等委員会が、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

科目	(単位：百万円) 金額
資産の部	
流動資産	331,727
現金及び預金	80,304
受取手形及び売掛金	149,615
商品及び製品	35,748
仕掛品	19,362
原材料及び貯蔵品	32,724
その他	14,536
貸倒引当金	(-) 562
固定資産	437,810
有形固定資産	331,223
建物及び構築物	90,249
機械装置及び運搬具	139,009
土地	76,110
リース資産	4,597
建設仮勘定	12,551
その他	8,707
無形固定資産	7,670
リース資産	518
のれん	720
その他	6,432
投資その他の資産	98,917
投資有価証券	59,484
長期貸付金	296
退職給付に係る資産	10,024
繰延税金資産	16,263
その他	13,558
貸倒引当金	(-) 708
繰延資産	173
社債発行費	173
資産合計	769,710

科目	(単位：百万円) 金額
負債の部	
流動負債	200,440
支払手形及び買掛金	90,831
短期借入金	38,031
1年内償還予定の社債	10,000
リース債務	785
未払金	30,718
未払法人税等	3,196
賞与引当金	6,446
受注損失引当金	378
その他	20,055
固定負債	188,635
社債	60,000
長期借入金	101,245
リース債務	4,706
繰延税金負債	779
役員退職慰労引当金	497
特別修繕引当金	1,503
事業損失引当金	75
退職給付に係る負債	7,745
資産除去債務	2,087
その他	9,998
負債合計	389,075
純資産の部	
株主資本	346,520
資本金	58,435
資本剰余金	40,659
利益剰余金	259,806
自己株式	(-) 12,380
その他の包括利益累計額	12,493
その他有価証券評価差額金	4,080
繰延ヘッジ損益	3
為替換算調整勘定	7,720
退職給付に係る調整累計額	690
新株予約権	547
非支配株主持分	21,075
純資産合計	380,635
負債・純資産合計	769,710

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		613,889
売上原価		509,327
売上総利益		104,562
販売費及び一般管理費		78,660
営業利益		25,902
営業外収益		5,796
受取利息	221	
受取配当金	797	
持分法による投資利益	1,103	
補助金収入	566	
その他	3,109	
営業外費用		8,405
支払利息	931	
固定資産処分損	904	
事業統合関連費用	852	
その他	5,718	
経常利益		23,293
特別利益		3,162
投資有価証券売却益	483	
持分変動利益	1,873	
抱合せ株式消滅差益	522	
その他	284	
特別損失		4,022
固定資産処分損	1,992	
減損損失	55	
投資有価証券評価損	1,452	
関連事業損失	523	
税金等調整前当期純利益		22,433
法人税、住民税及び事業税		5,183
法人税等調整額		(-) 5,272
当期純利益		22,522
非支配株主に帰属する当期純損失		(-) 414
親会社株主に帰属する当期純利益		22,936

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

科目	金額
(単位：百万円)	
資産の部	
流動資産	148,361
現金及び預金	47,115
受取手形	218
売掛金	52,614
商品及び製品	15,693
仕掛品	5,746
原材料及び貯蔵品	15,754
前払費用	1,381
短期貸付金	2,908
未収入金	5,989
その他	1,448
貸倒引当金	(-) 510
固定資産	348,324
有形固定資産	187,190
建物	22,361
構築物	38,895
機械及び装置	61,648
車両運搬具	8
工具、器具及び備品	2,152
土地	53,127
リース資産	356
建設仮勘定	8,640
無形固定資産	3,301
ソフトウェア	1,346
その他	1,955
投資その他の資産	157,831
投資有価証券	14,067
関係会社株式	118,362
長期貸付金	7,794
前払年金費用	7,422
繰延税金資産	4,152
その他	13,870
貸倒引当金	(-) 7,838
繰延資産	173
社債発行費	173
資産合計	496,859

科目	金額
(単位：百万円)	
負債の部	
流動負債	149,317
支払手形	52
電子記録債務	6,554
買掛金	28,447
短期借入金	32,417
1年内償還予定の社債	10,000
リース債務	86
未払金	16,165
未払費用	4,496
未払法人税等	524
前受金	73
預り金	47,248
前受収益	536
賞与引当金	2,704
その他	9
固定負債	163,151
社債	60,000
長期借入金	92,458
リース債務	320
長期未払費用	4,718
特別修繕引当金	1,422
関連事業損失引当金	137
その他	4,093
負債合計	312,468
純資産の部	
株主資本	180,542
資本金	58,434
資本剰余金	39,161
資本準備金	35,637
その他資本剰余金	3,523
利益剰余金	95,326
その他利益剰余金	95,326
配当引当積立金	120
減債積立金	300
固定資産圧縮積立金	4,332
特定災害防止準備金	67
別途積立金	12,000
繰越利益剰余金	78,507
自己株式	(-) 12,380
評価・換算差額等	3,301
その他有価証券評価差額金	3,301
新株予約権	547
純資産合計	184,390
負債・純資産合計	496,859

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		242,452
売上原価		202,684
売上総利益		39,768
販売費及び一般管理費		31,815
営業利益		7,952
営業外収益		11,457
受取利息及び配当金	8,191	
補助金収入	559	
その他	2,705	
営業外費用		5,872
支払利息	661	
固定資産処分損	614	
事業統合関連費用	852	
その他	3,743	
経常利益		13,537
特別利益		1,711
投資有価証券売却益	482	
抱合せ株式消滅差益	1,151	
固定資産売却益	76	
特別損失		2,687
固定資産処分損	1,704	
貸倒引当金繰入額	593	
その他	389	
税引前当期純利益		12,562
法人税、住民税及び事業税		789
法人税等調整額		(-) 1,610
当期純利益		13,382

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

宇部興産株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	唐 木 秀 明	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴 木 達 也	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	甲 斐 靖 裕	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、宇部興産株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、宇部興産株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

宇部興産株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	唐 木 秀 明	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴 木 達 也	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	甲 斐 靖 裕	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、宇部興産株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第115期事業年度における取締役の職務執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

(1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況にかかる報告を定期的に受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及びE Y新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 監査等委員会が定めた「監査等委員会監査等基準」に準拠し、当期の監査等方針、監査等計画等に従い、内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び内部統制部門等の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き、その業務の状況を調査しました。

(3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各項に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
内部統制システムの整備・運用状況については、更なる強化に向けた継続的な取り組みが行われていることを確認しております。
また、過年度に判明しました「品質検査における不適切行為」につきましては、監査等委員会は、再発防止策の実施状況及び品質保証システムの改善状況等を確認・検証しており、引き続きこれらの取り組みが着実に実行されるよう注視してまいります。
なお、リスクマネジメントシステムに基づくリスク管理の状況につきましては、監査等委員会は、取締役会及び経営会議での報告、並びに取締役、執行役員、各部門及び子会社による説明を求め、その対策の実施状況を確認しており、引き続きこれらの取り組みが着実に実行されるよう注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月11日

宇部興産株式会社 監査等委員会

監査等委員（委員長）	落	合	誠	一	Ⓔ
監査等委員	庄	田		隆	Ⓔ
監査等委員	山	元		篤	Ⓔ

(注) 監査等委員落合誠一及び監査等委員庄田隆は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であり、監査等委員山元篤は、常勤の社内取締役です。

以上

メ モ

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場へのアクセスのご案内

お車ご利用



ANAクラウンプラザホテル宇部の駐車場を無料でご利用いただけます。
なお台数に限りがありますので、満車の場合は他の駐車場をご利用ください。

公共交通機関 ご利用



JR宇部線 宇部新川駅より徒歩約5分
バス停「宇部中央」（宇部市営バスほか）より徒歩約3分
【アクセス関係のお問合せ】
電話：0836-31-2111（宇部興産(株) 宇部渉外部）

会場：ANAクラウンプラザホテル宇部 国際会議場（住所：山口県宇部市相生町8番1号）



宇部興産株式会社



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。



第115回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

新株予約権等に関する事項
業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況

【連 結 計 算 書 類】
連結株主資本等変動計算書
連 結 注 記 表

【計 算 書 類】
株主資本等変動計算書
個 別 注 記 表

宇部興産株式会社

当社は、第115回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、新株予約権等に関する事項、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.ube.co.jp>) に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

当社の新株予約権等に関する事項

1. 当社の役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の概要

区分	発行決議の日	保有者数	新株予約権の数	目的である株式の種類および数	新株予約権の割当時の払込金額（1株当たり）	行使期間	種類
取締役 （監査等委員である者および社外取締役を除く）	2007年2月7日	1名	11個 (100株/個)	普通株式 1,100株	3,880円	2007年2月22日から 2032年2月21日まで	1
	2007年6月28日	1名	8個 (100株/個)	普通株式 800株	3,510円	2007年7月13日から 2032年7月12日まで	1
	2008年6月27日	1名	10個 (100株/個)	普通株式 1,000株	3,260円	2008年7月14日から 2033年7月13日まで	1
	2009年6月26日	1名	13個 (100株/個)	普通株式 1,300株	2,230円	2009年7月13日から 2034年7月12日まで	1
	2010年6月29日	2名	30個 (100株/個)	普通株式 3,000株	1,860円	2010年7月14日から 2035年7月13日まで	1
	2011年6月29日	2名	31個 (100株/個)	普通株式 3,100株	2,270円	2011年7月14日から 2036年7月13日まで	1
	2012年6月28日	2名	31個 (100株/個)	普通株式 3,100株	1,360円	2012年7月13日から 2037年7月12日まで	1
	2013年6月27日	2名	45個 (100株/個)	普通株式 4,500株	1,560円	2013年7月12日から 2038年7月11日まで	1
	2014年6月27日	3名	55個 (100株/個)	普通株式 5,500株	1,350円	2014年7月14日から 2039年7月13日まで	1
	2015年6月26日	4名	102個 (100株/個)	普通株式 10,200株	1,810円	2015年7月13日から 2040年7月12日まで	1
	2016年6月29日	4名	84個 (100株/個)	普通株式 8,400株	1,610円	2016年7月15日から 2041年7月14日まで	2
	2017年6月29日	4名	89個 (100株/個)	普通株式 8,900株	2,820円	2017年7月15日から 2042年7月14日まで	2
	2018年6月28日	4名	68個 (100株/個)	普通株式 6,800株	2,584円	2018年7月14日から 2043年7月13日まで	2
	2019年6月27日	4名	124個 (100株/個)	普通株式 12,400株	1,910円	2019年7月13日から 2044年7月12日まで	2
2020年6月26日	4名	113個 (100株/個)	普通株式 11,300株	1,480円	2020年7月14日から 2045年7月13日まで	2	
監査等委員 （社外取締役を除く）	2012年6月28日	1名	13個 (100株/個)	普通株式 1,300株	1,360円	2012年7月13日から 2037年7月12日まで	1
	2013年6月27日	1名	16個 (100株/個)	普通株式 1,600株	1,560円	2013年7月12日から 2038年7月11日まで	1
	2014年6月27日	1名	17個 (100株/個)	普通株式 1,700株	1,350円	2014年7月14日から 2039年7月13日まで	1
	2015年6月26日	1名	18個 (100株/個)	普通株式 1,800株	1,810円	2015年7月13日から 2040年7月12日まで	1

- (注) 1. 種類1の主な行使条件
 ①当社取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（権利行使開始日）から8年間に限り行使することができる。
 ②新株予約権を放棄した場合には、権利行使できないものとする。
2. 種類2の主な行使条件
 ①当社取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（権利行使開始日）から10日間に限り行使することができる。
 ②新株予約権を放棄した場合には、権利行使できないものとする。
3. 新株予約権の行使時の払込金額
 1株当たり1円
4. 取締役が保有している新株予約権には、取締役就任前に付与されたものを含みます。
5. 監査等委員である取締役が保有している新株予約権は、当人が監査等委員取締役に就任する前に付与されたものです。
6. 2017年10月1日付で10対1の割合で株式併合をいたしました。これにより新株予約権による付与株式数の調整を行い、新株予約権の数、目的である株式の種類および数、新株予約権の割当時の払込金額（1株当たり）等が変更となっております。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社の従業員等に対し交付した新株予約権の概要

発行決議の日	従業員等への交付者数	新株予約権の数	目的である株式の種類および数	新株予約権の割当時の払込金額（1株当たり）	行使期間
2020年6月26日	執行役員 21名	306個 (100株/個)	普通株式 30,600株	1,480円	2020年7月14日から 2045年7月13日まで

- (注) 1. 主な行使条件
 ①当社取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（権利行使開始日）から10日間に限り行使することができる。
 ②新株予約権を放棄した場合には、権利行使できないものとする。
2. 新株予約権の行使時の払込金額
 1株当たり1円

業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

当社は内部統制システム構築の基本方針に関し、取締役会において下記のとおり決議しております。（当初決議日：2006年5月11日、直近の改訂決議日：2020年12月18日）

1. 当社およびグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社およびグループ会社からなるU B Eグループは、グループ全体の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを、その基本的使命とする。そのために当社は、監査等委員会設置会社として、監査権や意見陳述権を有する監査等委員である取締役が取締役会において議決権を保有する体制を整え、取締役会による業務執行の監督機能を強化するとともに、重要な業務執行の決定を代表取締役社長に委任することで業務執行の迅速化を図るなど、実効的なコーポレート・ガバナンスを確立することにより、適正な事業活動を持続的に営み、株主をはじめ顧客、取引先、従業員、地域社会などの全てのステークホルダーに対する責務を果たし、その信認を得ることに努める。これを具現化するため、コーポレート・ガバナンス確立のための基本要素であるU B Eグループの運営方法および意思決定システムを次のとおりとする。なお、これを実施する基本方針として「グループ経営指針」を位置づけるものとする。

①「グループ経営」「カンパニー連結経営」の運営方法

ア) グループマネジメント

取締役会は経営戦略上の重要な業務執行の状況と経営成績を監督する。取締役会よりU B Eグループの業務執行を委任された代表取締役社長が、執行方針を明確にし、各カンパニーの目標を設定するとともに、その目標の達成に必要な人・モノ・金の経営資源を配分する。またカンパニーの権限を越える重要執行案件の解決に当たる。また、代表取締役社長から権限委譲を受けた業務執行取締役および執行役員は、取締役会の監督機能の実効性を確保するため、中長期経営計画における業務執行状況や内部統制システムの構築・運用状況について定期的な報告を行う。

イ) カンパニーマネジメントおよび業務執行

グループマネジメントと合意した方針に基づき配分された経営資源を有効活用し、カンパニーの目標達成に向けて自律的に業務を執行する。

ウ) グループスタッフ部門

グループマネジメントおよびカンパニーマネジメントの戦略立案機能や業績管理機能の補佐、人・モノ・金の経営資源の調達、事業部門に共通する機能あるいは専門性の高い機能を集約して効率的に提供するなどの役割を担う。

②意思決定システム

経営における「監督機能」と「業務執行機能」を分離し、透明で効率的な企業経営の推進のため、経営の意思決定に関し以下の会議体を設ける。

ア) 取締役会

会社法および「取締役会規程」で規定された事項、会社の基本方針および重要な執行案件について、株主利益の代弁者として中長期的な視点から審議・決議する。

さらに、意思決定および経営監視に独立した第三者の視点を加え経営の効率性・透明性・客観性を確保するため、社外取締役を招聘する。

また、取締役会の下部組織として取締役数名による「指名委員会」「報酬委員会」を設置する。

イ) 経営会議

「グループ経営指針」および「経営会議規程」に基づき、グループ全体の資源配分や調整が必要な事項、グループ全体に影響を及ぼす重要事項について審議・決定する。

また、「経営会議〔環境安全〕」とは高圧ガス保安法で定める「保安対策本部等」として化学プラントの保安管理に関わる重要事項を審議・決定する。

ウ) カンパニー会議

「グループ経営指針」および「カンパニー会議規程」に基づき、カンパニーレベルにおける当社およびグループ会社の事業戦略など重要事項を審議・決定する。

エ) 本社役員会議

「グループ経営指針」および「本社役員会議規程」に基づき、本社部門レベルにおける当社およびグループ会社の事業戦略など重要事項を審議する。

【運用状況の概要】

取締役会は、取締役9名で構成され、そのうち社外取締役は4名です。当社は、取締役会を年13回開催し、会社の基本方針および重要な執行案件を審議・決定するとともに、取締役会における審議・報告を通じて取締役の職務の執行を監督しています。なお、指名委員会および報酬委員会は、各々年3回開催しました。

さらに、取締役会より業務執行を委任された代表取締役社長を議長とする経営会議を年22回開催し、グループ全体の資源配分や重要事項を審議・決定するとともに、カンパニーレベル、本社部門レベルにおける事業戦略などの重要事項については、カンパニー会議、本社役員会議を開催して審議・決定しています。また、「経営会議〔環境安全〕」を年3回開催し、高圧ガスの保安管理に関する基本方針・施策などの重要事項を審議・決定しています。

2. 当社およびグループ会社の取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

UBEグループの企業倫理確立のため「私達の行動指針」を制定し、これを企業活動および役員・従業員がとるべきコンプライアンス実践の基準・規範とする。

コンプライアンスの確保・推進および市場における公正で自由な競争を損なう行為を防止し、企業活動の健全性確保のためコンプライアンス・オフィサーを置き、その諮問機関として顧問弁護士を加えた「コンプライアンス推進委員会」を設置する。さらに、外国為替および外国貿易法など、国際平和および安全の維持のために輸出管理法規において規制されている貨物および技術を不正に輸出または提供しないことを輸出管理の基本とし、UBEグループ内に周知徹底するため、「規制貨物等輸出管理委員会」を設置する。

また、コンプライアンスに関する問題を迅速に察知・是正するため、職制ルートによらず役員・従業員が直接連絡できる通報窓口（UBE C-L i n e）を設ける。

反社会的勢力の排除に向けたUBEグループの基本的な姿勢を上記「私達の行動指針」に明記するとともに、「反社会的勢力に対する基本方針」を取締役会で決議し、市民社会を脅かす団体・組織などの反社会的勢力との関係遮断、不当要求の拒絶と毅然たる対応などを具体的に定める。

会計基準のほか関連する法令・規則を遵守し、財務報告の信頼性を確保するために内部体制を整備する。

【運用状況の概要】

当社は、グループ全体を対象に執行役員を委員長としてコンプライアンス推進委員会（競争法遵守を含む）を年4回、規制貨物等輸出管理委員会を年1回開催し、必要事項の審議を行うとともに、取締役会がこれらについて報告を受け、運用状況について確認しています。

また、コンプライアンスに関する相談窓口や通報窓口（UBE C-L i n e）を設置して、コンプライアンスに関する問題の早期発見および是正に努めています。

さらに、UBEグループにおけるコンプライアンスの確保・推進のため、コンプライアンス・オフィサー（執行役員）の下、コンプライアンス推進事務局が中心となり、当社およびグループ会社を対象として、イントラネットを通じた情報提供、定期的なコンプライアンス意識調査、集合研修、eラーニングなどの啓発・教育活動を実施して、コンプライアンス意識の浸透、定着を図っています。

2017年度に当社グループで判明した品質検査上の不適切行為については、経営陣ならびに従業員の意識および組織風土の改革に取り組むとともに、再発防止策を着実に実行し品質保証システムの継続的な改善・適正化を進めています。今後もグループ全体にわたる品質管理体制の強化と法令・ルールを遵守する企業文化の醸成に努めてまいります。

反社会的勢力の排除については、各事業所において不当要求防止責任者を任命するとともに、契約締結時・締結後の取引先審査・監視、地域の警察や暴力追放運動推進センターなどの外部専門機関との関係を構築するなどの対応を行なっています。

3. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制ならびにグループ会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

法令ならびに取締役会規程、稟議規程、経営会議規程、カンパニー会議規程および本社役員会議規程などの社内規程に基づき、文書（電磁的記録を含む）を記録、保存するとともに、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

また、当社は、グループ会社の取締役に対し、当社が定める各種委員会などの規程に従って必要事項を報告するとともに、当該グループ会社において重要な事象が発生した場合には、直ちに当社へ報告することを義務付ける。

【運用状況の概要】

当社は、法令および社内規程に基づき、例えば、取締役会、経営会議、カンパニー会議、本社役員会議については開催毎にその資料、議事録（電磁的記録を含む）を保管するなど取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存および管理する体制を構築するとともに、取締役、監査等委員会がこれらを随時閲覧可能な状態に維持しています。

また、当社は、グループ会社の取締役などに対し、定期的および必要に応じて、経営会議およびカンパニー会議、本社役員会議などにおいて必要事項を報告させています。

4. 当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規程そのほかの体制

取締役会・経営会議などの意思決定の各過程において、事業の目的達成を阻害するリスクを洗い出し、そのリスク発生可能性と影響度を評価した上で適切な対策を実施する。

リスクの洗い出しと発生可能性および影響度を収集するための全社統一した管理システムを設け、リスク情報の一元管理を行う部署を設置し、当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する内部体制を整備する。

さらに、以下の委員会などを設け個別のリスクに対処する体制をとる。

①情報セキュリティ委員会

「情報セキュリティポリシー」を定め、これを周知徹底し遵守状況をチェックするとともに、情報セキュリティに関する規則・規程を整備する。

②危機対応委員会

国内および海外における緊急事態に速やかに対処するため、情報の集約や社内外への対応などについてマニュアルを整備し、内外統一的な危機対応体制を構築する。

【運用状況の概要】

当社は、取締役会の審議の過程において、事業の目的達成を阻害するリスクに対し適切な対策を講じています。また、経営会議において経営上の重要（重大）リスクの選定と対策案などの策定を行い、取締役会は、その妥当性と適切性をモニタリングしています。

リスクマネジメントに関する業務を統括・推進するためにチーフ・リスク・オフィサー（CRO）を選任し、CROの補佐およびリスク情報の一元管理を行う「リスク管理部」を設置するとともに、リスク管理システムによりリスクが顕在化した場合の損害を最小限に抑えるよう適切に管理しています。

さらに、グループにおける情報セキュリティなど個別のリスクに対処するため、情報セキュリティ委員会を年2回開催し、リスクを最小化するための適切な体制を構築・維持しています。

5. 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

監査等委員会設置会社として、経営における「監督機能」と「業務執行機能」をより明確に分離し、株主利益の代弁者として中長期的視点から株主価値の最大化を推進する機関としての役割を担う取締役会は、監督機能に軸足を置き、重要な業務執行の権限を代表取締役社長に委任することで、意思決定の迅速化を図る。また、執行役員制度を導入し、執行役員が業務執行に専念できる体制も整えている。

取締役会は、執行役員を兼任しない取締役が議長を務めて業務執行の妥当性・効率性を監督することにより、透明性を高め、株主価値の最大化とリスクの最小化を図る。

当社は最適なコーポレート・ガバナンスのあり方を常に検討しながら、経営における執行機能の強化・迅速化と、戦略的意思決定機能、コーポレート・ガバナンス機能の一層の充実を図っている。

グループ会社についても、前記1.の「当社およびグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」に記載したとおり、グループマネジメント、カンパニーマネジメントなどを通じて、U B Eグループとしてグループ会社の取締役の効率的な職務の執行を図っていく。

【運用状況の概要】

取締役会は、取締役会規程に基づき、経営上重要な業務執行（経営計画・予算、金額・リスクの観点から重要な事項など）について決定しています。また、監督機能に軸足を置き、重要な業務執行の権限を代表取締役社長に委任することで、意思決定の迅速化を図りながら、業務執行の妥当性・効率性を監督しています。

代表取締役社長は、執行方針を明確にし、各カンパニーの目標を設定するとともに、カンパニーに対しその目標達成に向けて自律的に業務を執行させています。

また、グループ会社については、カンパニー会議、本社役員会議において、グループ会社の事業戦略など重要事項を審議・決定し、かつ経営状況の報告を受けることを通して、グループ会社の取締役の効率的な職務執行を図っています。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役（監査等委員である者を除く）からの独立性およびその使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の補助者として専任スタッフを配置する。当該専任スタッフは、監査等委員会の指揮命令に基づき、監査等が効率的且つ円滑に遂行できるよう、監査等計画の立案および監査等の補助を行う。また、同スタッフの人事考課、人事異動、懲戒処分については監査等委員会の同意を必要とする。

また、監査等委員会は、同スタッフの充実と取締役（監査等委員である者を除く）からの独立性および同スタッフに対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関して、代表取締役社長との間で意見交換を行う。

【運用状況の概要】

当社は、監査等委員会の補助者として専任スタッフを配置するとともに、監査等委員会の指示の実効性を確保するため人事考課、人事異動、懲戒処分において当該スタッフの取締役（監査等委員である者を除く）からの独立性に配慮した対応をしています。

7. 当社およびグループ会社の取締役（監査等委員である者を除く）、執行役員および使用人ならびにグループ会社の監査役が当社監査等委員会に報告をするための体制、ならびに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社およびグループ会社の取締役（監査等委員である者を除く）、執行役員および使用人ならびにグループ会社の監査役は、当社およびグループ会社に重大な法令違反、コンプライアンスに関する重要な事実、および著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当社監査等委員会に報告する。また、当社は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社およびグループ会社内に周知徹底する。

【運用状況の概要】

当社およびグループ会社に法令違反、コンプライアンスに関する事実および損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、所定の方法により監査等委員会に報告がなされるほか、内部通報制度には「監査等委員会通報窓口」が設置され、監査等委員に直接内部通報できる体制を整えています。また、グループ経営指針およびU B Eグループコンプライアンス規程に基づき、当該報告をした者に対して不利な取扱いをしていません。

8. 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きそのほかの当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行について前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当社監査等委員である取締役の職務に必要なと証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を支払う。

【運用状況の概要】

当社は、監査等委員である取締役の職務の執行に伴い発生する費用等について、監査等委員である取締役からの請求に基づき支払っています。

9. そのほか監査等委員会の監査等が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員である取締役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席し意見を述べるとともに、重要な決裁書類を閲覧し、取締役（監査等委員である者を除く）、執行役員および使用人からの業務報告聴取を行うことができる。監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、経営方針の確認および重要課題等について意見交換を行う。

監査等委員会は、内部監査部門と内部監査計画について事前協議を行う。また、監査結果等の報告を定期的に受け、必要に応じて内部監査部門に指示等を行うことができる。監査等委員会は、グループ会社の監査役と情報交換を行い、必要に応じて内部監査部門に調査を求め、または指示等を行うことができる。

監査等委員会は、会計監査人から会計監査計画および実施結果の説明を受けるとともに、会計監査人と定期的および必要に応じて情報交換を行い、相互の連携を図る。

監査等委員である取締役は、取締役（監査等委員である者を除く）の人事およびその報酬についての監督を行うため、取締役会の下部組織である指名委員会および報酬委員会に陪席することができる。

【運用状況の概要】

監査等委員である取締役は、経営会議・カンパニー会議等の重要な会議に出席し、意見を述べています。

監査等委員会は、代表取締役社長と定期的あるいは適宜会合を持ち、内部統制システムおよび事業上の課題・対応等について忌憚なく意見を交換しています。

内部監査部門とは、内部監査計画について事前協議を行い、監査結果についての報告を定期的に受けるとともに適宜指示を行っており、グループ会社の監査役とは定期的な情報交換により連携を図っています。会計監査人からは会計監査計画および実施結果の説明を受け、定期的および必要に応じて情報交換を行い相互の連携を図っています。

また、監査等委員である社外取締役が指名委員会および報酬委員会に陪席し、必要に応じて意見を述べています。

連結株主資本等変動計算書（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	58,435	40,300	245,980	(-) 12,645	332,070
当期変動額					
剰余金の配当			(-) 9,110		(-) 9,110
親会社株主に帰属する 当期純利益			22,936		22,936
自己株式の取得				(-) 5	(-) 5
自己株式の処分		(-) 179		270	91
連結子会社株式の 取得による持分の増減		538			538
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	359	13,826	265	14,450
当期末残高	58,435	40,659	259,806	(-) 12,380	346,520

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その 他有 価証 券評 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	為替 調整 勘定	退職 給付 に係 る調 整累 計額	その 他の 包括 利益 累計 額合 計			
当期首残高	1,984	9	2,122	(-) 3,790	325	573	21,479	354,447
当期変動額								
剰余金の配当								(-) 9,110
親会社株主に帰属する 当期純利益								22,936
自己株式の取得								(-) 5
自己株式の処分								91
連結子会社株式の 取得による持分の増減								538
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,096	(-) 6	5,598	4,480	12,168	(-) 26	(-) 404	11,738
当期変動額合計	2,096	(-) 6	5,598	4,480	12,168	(-) 26	(-) 404	26,188
当期末残高	4,080	3	7,720	690	12,493	547	21,075	380,635

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 66社

主要な連結子会社の名称：宇部興産機械(株)、宇部マテリアルズ(株)、宇部エクシモ(株)、宇部マクセル(株)、ウベ・マシナリー、インコーポレーテッド、ウベ・アドバンスド・マテリアルズ、インコーポレーテッド、アドバンスド・エレクトロライト・テクノロジーズ、エルエルシー、ウベ・コーポレーション・ヨーロッパ、エスエーユー、ウベ・ケミカルズ・アジア、パブリック・カンパニー・リミテッド、タイ・シンセティック・ラバース、カンパニー・リミテッド、ウベ・ファイン・ケミカルズ・アジア、カンパニー・リミテッド

主要な非連結子会社の名称：呉宇部石灰(株)、中四国宇部コンクリート工業(株)

(注) 呉宇部石灰(株)は、2020年4月1日付けで宇部日新石灰(株)から名称変更した。

なお、非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外している。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社の数 10社

主要な持分法を適用した非連結子会社の名称：呉宇部石灰(株)、中四国宇部コンクリート工業(株)

持分法を適用した関連会社の数 16社

主要な持分法を適用した関連会社の名称：宇部三菱セメント(株)、ユーエムジー・エービーエス(株)

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

主要な持分法を適用しない非連結子会社の名称：美祿貨物自動車(株)

主要な持分法を適用しない関連会社の名称：山機運輸(株)

なお、持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用の範囲から除外している。

3. 連結の範囲の変更

連結子会社である宇部建設資材販売(株)は、非連結子会社であった大成工業(株)を吸収合併した。

プレミアム・コンポジット・テクノロジー・ノース・アメリカ、インコーポレーテッドについては、株式の取得により子会社となったため、当期より連結の範囲に含めた。

連結子会社である宇部興産機械(株)は、当期中に連結子会社であったU-MH I プラテック(株)を吸収合併した。

連結子会社であるウベ・マシナリー、インコーポレーテッドは、当期中に連結子会社であったユーエムエイチアイ・プラテック・アメリカ、インコーポレーテッドを吸収合併した。

連結子会社であった安逸達電解液技術(張家港)有限公司については、当期中に清算終了したため、連結の範囲から除外した。

当社は、当期中に連結子会社であった宇部アンモニア工業(有)を吸収合併した。

4. 持分法の適用の範囲の変更

新規設立関連会社であるMUアイオニックソリューションズ(株)については、当期より持分法の適用の範囲に含めた。

持分法を適用していた常熟宇菱電池材料有限公司については、当期中に出資持分をMUアイオニックソリューションズ(株)に移管したことにより、関連会社でなくなったため、持分法の適用の範囲から除外した。

中盐安徽红四方宇部新材料科技有限公司については、重要性の観点から、当期より持分法の適用の範囲に含めた。

持分法を適用していた京セラ宇部RFテック(株)については、当期中に株式売却により関連会社でなくなったため、持分法の適用の範囲から除外した。

5. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券：時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

但し、匿名組合出資金については、当該匿名組合の直近決算期における純資産の当社持分割合で評価している。

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

：時価法

- (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定している。
- (4) 減価償却資産の減価償却の方法
有形固定資産：主として定額法を採用しているが、一部の連結子会社は定率法を採用している。但し、（リース資産を除く）1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用している。
無形固定資産：鉱業権については生産高比例法、その他については定額法を採用している。なお、自社利（リース資産を除く）用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用している。
リース資産：
所有権移転外ファイナンス・リース取引
：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。
- (5) 繰延資産の処理方法
社債発行費については、繰延資産に計上し、社債償還期限で均等償却している。
- (6) 重要な引当金の計上基準
貸倒引当金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上するほか、個別に回収不能を見積った債権を除いた一般債権に対して、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を乗じた額を計上している。
賞与引当金：従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上している。
受注損失引当金：受注契約に係る将来の損失に備えるため、損失が発生する可能性が高いと見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能な受注契約について、損失見込額を計上している。
役員退職慰労引当金：多くの連結子会社は役員の退職慰労金に充てるため、役員退職慰労金支給内規に基づき計算した期末要支給額を計上している。
特別修繕引当金：アンモニア製造設備等の定期修繕に要する支出に備えるため、見積額を計上している。
事業損失引当金：当社及び連結子会社が営む事業に関連して今後発生が見込まれる損失について、合理的に見積り可能な金額を計上している。
- (7) 退職給付に係る会計処理の方法
① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。
② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～14年）による定率法により、翌期から費用処理している。なお、一部の連結子会社は定額法を採用している。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～14年）による定額法により費用処理している。なお、一部の連結子会社は定率法を採用している。
③ 小規模企業等における簡便法の採用
多くの連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用している。
- (8) ヘッジ会計の方法
① ヘッジ会計の方法
主として繰延ヘッジ処理を採用している。金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用している。
② ヘッジ手段とヘッジ対象
- | ヘッジ手段 | ヘッジ対象 |
|---------|-------------------|
| 金利スワップ | 借入金 |
| 金利オプション | 借入金 |
| 為替予約 | 外貨建債権・債務及び外貨建予定取引 |
| 通貨オプション | 外貨建債権・債務及び外貨建予定取引 |
| 通貨スワップ | 外貨建借入金 |
| 石炭スワップ | 市場連動価格で購入する石炭 |

③ ヘッジ方針

当社及び連結子会社は内部規定である「金融市場リスク管理規程」及び「リスク管理要領」等に基づき、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジしている。

当社が行う石炭ヘッジ取引については、「石炭ヘッジ取引リスク管理規程」及び「石炭ヘッジ取引リスク管理要領」に基づき、価格変動リスクをヘッジしている。

④ ヘッジの有効性評価の方法

それぞれのヘッジ手段とヘッジ対象が対応していることを確認することにより、有効性を評価している。但し、特例処理によった金利スワップについては有効性評価を省略している。

(9) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、計上後20年以内でその効果の発現する期間に応じて均等償却している。

(10) 消費税等の処理の方法

税抜方式によっている。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 有形固定資産の減損

減損損失 55百万円 有形固定資産 331,223百万円

当期は、時価の下落した遊休土地等について減損損失を計上している。

当社グループは定期的に各資産グループについての減損の兆候の判定を行っており、減損の兆候がある場合には、その回収可能価額を見積もっている。回収可能価額の見積りには、当該有形固定資産グループから得られると見込まれる将来キャッシュ・フローを使用している。将来キャッシュ・フローの予測は、将来の顧客業種の成長率等の市場動向や事業活動の状況を勘案して策定しているが、将来キャッシュ・フローの予測が変更され、回収不能と判断される場合、減損損失を計上する可能性がある。

2. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産 16,263百万円

当社グループが計上している繰延税金資産は、将来減算一時差異等に関するものであり、定期的に回収可能性の評価のための見積りを実施している。繰延税金資産の回収可能性は、主に将来の課税所得の見積りによるところが大きい。課税所得の予測は、将来の顧客業種の成長率等の市場動向や事業活動の状況を勘案して策定しているが、課税所得の予測が変更され、繰延税金資産の一部ないし全部が回収できないと判断される場合、繰延税金資産を取り崩す可能性がある。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

有・無形固定資産 9,012百万円

担保に係る債務

短期借入金 30百万円

長期借入金 2,706百万円

(一年以内返済額を含む)

2. 有形固定資産の減価償却累計額 780,555百万円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれている。

3. 保証債務

債務保証 6,191百万円

4. 受取手形割引高 41百万円

5. 受取手形裏書譲渡高 8百万円

(連結損益計算書に関する注記)

特別利益(その他)の内訳

固定資産売却益 139百万円

負ののれん発生益 145百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当期末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 106,200,107株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	4,559	45.00	2020年3月31日	2020年6月29日
2020年10月30日 取締役会	普通株式	4,551	45.00	2020年9月30日	2020年12月2日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2021年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり付議する。

① 配当の原資	利益剰余金
② 配当金の総額	4,551百万円
③ 1株当たり配当額	45.00円
④ 基準日	2021年3月31日
⑤ 効力発生日	2021年6月30日

3. 当期末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 76,300株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社及び連結子会社は、資金運用については元本毀損リスクの少ない短期的な預金等で行い、銀行等金融機関からの借入やコマーシャル・ペーパー、社債及び新株予約権付社債の発行等により資金調達を行っている。

受取手形及び売掛金に係る信用リスクは、「売掛金回収規程」及び「販売基本規程」等に依りリスクの軽減を図っている。また、投資有価証券は主に株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握している。

短期借入金、コマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達であり、社債、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達である。変動金利支払の借入金は、一部はデリバティブ取引（金利スワップ取引及び金利オプション取引）を行いリスクヘッジしている。外貨で調達する借入金はデリバティブ取引（通貨スワップ取引）を行いリスクヘッジしている。

なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、リスクを回避することを目的とし、投機的な取引は行わないとしている。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていない（注2）を参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額 (* 1)	時価 (* 1)	差額
(1) 現金及び預金	80,304	80,304	—
(2) 受取手形及び売掛金	149,615	149,615	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	12,028	12,028	—
(4) 支払手形及び買掛金	(90,831)	(90,831)	—
(5) 短期借入金 (* 2)	(23,372)	(23,372)	—
(6) 未払金	(30,718)	(30,718)	—
(7) 未払法人税等	(3,196)	(3,196)	—
(8) 社債 (* 3)	(70,000)	(69,962)	(38)
(9) 長期借入金 (* 2)	(115,904)	(115,852)	(52)
(10) デリバティブ取引 (* 4)	1,328	1,328	—

(* 1) 負債に計上されているものについては、() で示している。

(* 2) 1年内返済予定の長期借入金（連結貸借対照表計上額14,659百万円）は、(9) 長期借入金に含めている。

(* 3) 1年内償還予定の社債（連結貸借対照表計上額10,000百万円）は、(8) 社債に含めている。

(* 4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示している。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブに関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、(6) 未払金、並びに (7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

(8) 社債

これらの時価について、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債残存期間に応じて新規に同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。

(9) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、残存期間で新規に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記 (10) 参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定している。

(10) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している（上記 (9) 参照）。

（注2）非上場株式等（連結貸借対照表計上額47,456百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めていない。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、山口県その他の地域において、遊休不動産及び賃貸用不動産を所有している。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
16,683	40,971

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

(注2) 当期末の時価は、主要な物件については外部の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額である。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 3,549円52銭

1株当たり当期純利益 226円79銭

(その他の注記)

1. 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示している。

株主資本等変動計算書（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金				
					配当引当積立金	減債積立金	固定資産圧縮積立金	特定災害防止準備金	別途積立金
当期首残高	58,434	35,637	3,547	39,185	120	300	4,647	66	12,000
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩							(-) 315		
特定災害防止準備金の積立								1	
剰余金の配当									
当期純利益									
自己株式の取得									
自己株式の処分			(-) 23	(-) 23					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	(-) 23	(-) 23	-	-	(-) 315	1	-
当期末残高	58,434	35,637	3,523	39,161	120	300	4,332	67	12,000

（単位：百万円）

	株主資本				評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
	その他の利益剰余金	利益剰余金合計							
	繰越利益剰余金								
当期首残高	73,920	91,053	(-) 12,342	176,331	1,641	11	1,652	573	178,558
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩	315	-		-					-
特定災害防止準備金の積立	(-) 1	-		-					-
剰余金の配当	(-) 9,110	(-) 9,110		(-) 9,110					(-) 9,110
当期純利益	13,382	13,382		13,382					13,382
自己株式の取得			(-) 151	(-) 151					(-) 151
自己株式の処分			113	89					89
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					1,659	(-) 11	1,648	(-) 26	1,621
当期変動額合計	4,586	4,272	(-) 38	4,210	1,659	(-) 11	1,648	(-) 26	5,832
当期末残高	78,507	95,326	(-) 12,380	180,542	3,301	-	3,301	547	184,390

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法
その他有価証券：時価のあるもの
 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 時価のないもの
 移動平均法による原価法
 但し、匿名組合出資金については、当該匿名組合の直近決算期における純資産の当社持分割合で評価している。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法
 ：時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
商品及び製品：原価法（総平均法）
仕掛品：原価法（総平均法）
原材料及び貯蔵品：原価法（総平均法）
 貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法
4. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産（リース資産を除く）
 建物、構築物、機械及び装置：定額法
 その他：定率法
無形固定資産（リース資産を除く）
 ソフトウェア：社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法
 その他
 鉱業権：生産高比例法
 その他：定額法
リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引
 ：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
5. 繰延資産の処理方法
 社債発行費については、繰延資産に計上し、社債償還期限で均等償却している。
6. 引当金の計上基準
貸倒引当金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上するほか、個別に回収不能を見積った債権を除いた一般債権に対して、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を乗じた額を計上している。
賞与引当金：従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上している。
退職給付引当金：従業員の退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。
 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理している。
 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定率法により、翌期から費用処理している。
 なお、当期末においては、年金資産の額が、退職給付債務に未認識過去勤務費用、及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、当該超過額は前払年金費用として投資その他の資産に計上している。
特別修繕引当金：アンモニア製造設備の定期修繕に要する支出に備えるため、見積額を計上している。
関連事業損失引当金：関係会社の財政状態の悪化に伴う損失に備えるため、投資額を超えて当社が負担することとなる損失見込額及び事業の整理に関連して発生する損失見込額を計上している。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用している。金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用している。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
金利スワップ	借入金
金利オプション	借入金
為替予約	外貨建債権・債務及び外貨建予定取引
通貨オプション	外貨建債権・債務及び外貨建予定取引
通貨スワップ	外貨建借入金
石炭スワップ	市場連動価格で購入する石炭

(3) ヘッジ方針

当社の内部規定である「金融市場リスク管理規程」、「リスク管理要領」及び「石炭ヘッジ取引リスク管理規程」、「石炭ヘッジ取引リスク管理要領」に基づき、金利変動リスク、為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしている。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

それぞれのヘッジ手段とヘッジ対象が対応していることを確認することにより、有効性を評価している。但し、特例処理によった金利スワップについては有効性評価を省略している。

8. 消費税等の処理の方法

税抜方式によっている。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 有形固定資産の減損

減損損失 92百万円 有形固定資産 187,190百万円

当期は、時価の下落した遊休土地について減損損失を計上している。

当社は、定期的に各資産グループについての減損の判定を行っており、減損の兆候がある場合には、その回収可能価額を見積もっている。回収可能価額の見積りには、当該有形固定資産グループから得られると見込まれる将来キャッシュ・フローを使用している。将来キャッシュ・フローの予測は、将来の顧客業種の成長率等の市場動向や事業活動の状況を勘案して策定しているが、将来キャッシュ・フローの予測が変更され、回収不能と判断される場合、減損損失を計上する可能性がある。

2. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産 4,152百万円

当社が計上している繰延税金資産は、将来減算一時差異等に関するものであり、定期的に回収可能性の評価のための見積りを実施している。繰延税金資産の回収可能性は、主に将来の課税所得の見積りによるところが大きい。課税所得の予測は、将来の顧客業種の成長率等の市場動向や事業活動の状況を勘案して策定しているが、課税所得の予測が変更され、繰延税金資産の一部ないし全部が回収できないと判断される場合、繰延税金資産を取り崩す可能性がある。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 486,162百万円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれている。

2. 保証債務

下記の会社等の銀行借入等に対し保証及び保証類似行為を行っている。

(債務保証)

ロッテ・ウベ・シンセティック・ラバー、 エスディーエヌ・ビーエイチディー	4,541百万円 (40,571千US\$、1,881千マレー シアリングット)
宇部興産機械(株)	4,336百万円
その他5件	1,417百万円 (うち外貨建46,557千人民元)

計 10,296百万円

(保証予約)

(株)関東宇部ホールディングス	1,040百万円
その他1件	237百万円

計 1,277百万円

3. 関係会社に対する金銭債権・債務	
関係会社に対する短期金銭債権	26,168百万円
関係会社に対する短期金銭債務	56,222百万円
関係会社に対する長期金銭債権	9,291百万円
関係会社に対する長期金銭債務	217百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引	
関係会社に対する売上高	73,636百万円
関係会社からの仕入高	43,297百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	10,428百万円
2. 特別損失（その他）の内訳	
投資有価証券評価損	173百万円
関係会社株式評価損	123百万円
減損損失	92百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	4,881,312株	219,935株	45,218株	5,056,029株
合計	4,881,312株	219,935株	45,218株	5,056,029株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加219,935株は、子会社からの現物配当による増加217,217株、単元未満株式の買取請求に伴う増加2,718株による。

普通株式の自己株式の株式数の減少45,218株は、新株予約権の行使に伴う減少45,200株、単元未満株式の買取請求に伴う売却18株による。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金繰入額否認	825百万円
有姿除却解体費用否認	2,347百万円
株式評価損否認	4,020百万円
貸倒引当金繰入額否認	2,541百万円
特別修繕引当金繰入額否認	434百万円
固定資産減損損失額否認	1,715百万円
その他	3,322百万円
繰延税金資産小計	15,204百万円
評価性引当額	(-)4,724百万円
繰延税金資産合計	10,480百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	(-)1,449百万円
固定資産圧縮積立金	(-)1,901百万円
合併受入固定資産評価益	(-)478百万円
前払年金費用	(-)2,048百万円
その他	(-)452百万円
繰延税金負債合計	(-)6,328百万円
繰延税金資産の純額	4,152百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

属性	会社名	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	宇部興産海運(株)	山口県宇部市	664	内航海運、港湾運送等の物流サービス	(所有)直接100%	兼任2人(うち当社従業員2人)	当社グループの製品の海上輸送及び荷役作業	余剰資金の預り(注1)	-	預り金	5,690
子会社	宇部マテリアルズ(株)	山口県宇部市	4,047	カルシア、マグネシア、機能性無機材料の製造、販売	(所有)直接100%	兼任3人(うち当社従業員3人)	当社石灰石の販売	余剰資金の預り(注1)	-	預り金	6,738
								配当金の受取(注2)	1,237	-	-
子会社	宇部興産機械(株)	山口県宇部市	6,700	一般産業用機械、橋梁の製造、販売、据付、アフターサービス	(所有)直接100%	兼任2人(うち当社従業員2人)	当社グループの機械事業を統括	配当金の受取(注2)	1,464	-	-
子会社	宇部興産開発(株)	山口県山口市	100	清算中	(所有)直接100%	兼任1人(うち当社従業員1人)	-	清算資金の貸付(注3)	-	長期貸付金	6,457
関連会社	宇部三菱セメント(株)	東京都千代田区	8,000	セメント、セメント系固化材、スラグ粉の販売	(所有)直接50.0%	兼任4人(うち当社従業員3人)	当社セメント製品の販売	セメント製品の販売(注4)	30,997	売掛金	10,387

上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) グループ内の効率的な資金運用のため、宇部興産海運(株)、宇部マテリアルズ(株)の保有する余剰資金を預っており、市場金利を勘案して決定した利息を支払っている。なお反復的に取引が行われていることから取引金額の記載は行っていない。

(注2) 宇部マテリアルズ(株)、宇部興産機械(株)は、当社のグループ会社配当方針に基づき配当している。

(注3) 宇部興産開発(株)に対する長期貸付金については、同社が清算中であるため利息徴収を行っていない。

(注4) 宇部三菱セメント(株)へのセメント及びセメント系固化材の販売については、同社の販売価格から同社の販売経費、物流経費等を差し引いた価格で行っている。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,817円64銭
1株当たり当期純利益	132円24銭

(重要な後発事象に関する注記)

会社分割

当社は、2021年4月30日開催の取締役会において、2021年10月1日を効力発生日として、会社分割(簡易新設分割)により当社100%出資の子会社UBEエラストマー株式会社(以下、「新会社」)を設立し、新会社に合成ゴム事業を承継させること(以下、「本会社分割」)を決議した。

1. 子会社設立の目的

需給の緩和等により採算が悪化するなか、独立した法人として採算管理を徹底し、意思決定の迅速化及び機動的な事業運営を図るとともに、合成ゴム関係者が決意を新たに、一丸となって効率化を図り収益性を回復させ、今後もお客様のビジネスの成功と成長に貢献するため本会社分割を行う。

2. 新設分割の方法

当社を分割会社とし、新会社を承継会社とする新設分割とする。

3. 新設分割に係る割当ての内容

新会社は、8,000株を発行し、その全てを承継対象権利義務に代わり当社に交付する。

4. 新設分割設立会社の概要

- (1) 名称 U B E エラストマー株式会社
- (2) 所在地 東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館
- (3) 代表者の役職、氏名 代表取締役社長 横尾尚昭
- (4) 資本金の額 4,000百万円
- (5) 事業内容 合成ゴムおよびその原材料の研究開発、製造、販売

5. 本会社分割の日程

分割計画書承認取締役会 2021年4月30日

分割予定日（効力発生日） 2021年10月1日

（注）本会社分割は、当社においては会社法第805条に規定する簡易新設分割に該当するため、株主総会の承認を得ずに実施する予定である。

6. 実施する会計処理の概要

「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 2013年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定である。

（その他の注記）

- 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。